

困ったときの相談窓口

生活全般

生活・保健・福祉・医療・介護などの生活全般、どこに相談したらよいか迷ったとき

- ▶ 役場保健福祉課福祉担当…………… ☎2-4296
- ▶ 地域包括支援センター（ふれあいプラザ内）…………… ☎2-5555
- ▶ 民生委員児童委員（➡P3 参照）

成人のからだやこころの健康、障がいのある方

からだ・こころの健康全般

- ▶ 役場保健福祉課健康増進担当（ふれあいプラザ内）…………… ☎2-4128

国保や高齢者の医療保険

- ▶ 役場保健福祉課国保医療担当…………… ☎2-4295

身体・知的・精神の障がい

- ▶ 障がい者相談支援事業所（役場保健福祉課内）…………… ☎2-4296
- ▶ 身体障害者相談員…………… 砂金 正幸 ☎2-3640
- ▶ 知的障害者相談員…………… 柏川 秀明 ☎2-2267

高齢者・権利擁護・年金

高齢者の生活や介護、権利擁護、高齢者ドライバー

- ▶ 地域包括支援センター（ふれあいプラザ内）…………… ☎2-5555
- ▶ 権利擁護センター（社会福祉協議会内）…………… ☎7-7003
- ▶ 役場町民課生活環境担当…………… ☎2-4294

介護保険制度、介護サービスの苦情

- ▶ 役場保健福祉課介護保険担当…………… ☎2-4296

年金に関すること

- ▶ 役場町民課総合窓口・戸籍年金担当…………… ☎2-4294
- ▶ 帯広年金事務所…………… ☎0155-65-5002

子ども・女性・ひとり親

不妊・不育症治療費の助成

- ▶ 役場保健福祉課健康増進担当（ふれあいプラザ内）…………… ☎2-4128

妊娠・出産・乳幼児の健康

- ▶ 役場保健福祉課健康増進担当（ふれあいプラザ内）…………… ☎2-4128

育児相談

- ▶ 役場保健福祉課健康増進担当（ふれあいプラザ内）…………… ☎2-4128
- ▶ 子育て支援センター…………… ☎2-4152
- ▶ 子ども発達支援センター…………… ☎2-4773

子どもの健康・病気

- ▶ 役場保健福祉課健康増進担当（ふれあいプラザ内）…………… ☎2-4128

子どもの発達の遅れ・障がい

- ▶ 子ども相談支援事業所（子ども発達支援センター内）…………… ☎2-4773

子どもの虐待

- ▶ 役場保健福祉課福祉担当…………… ☎2-4296
- ▶ 帯広児童相談所…………… ☎0155-22-5100

配偶者や恋人からの暴力（DV）

- ▶ 役場保健福祉課福祉担当…………… ☎2-4296
- ひとり親の生活**
- ▶ 役場保健福祉課福祉担当…………… ☎2-4296

その他

- 公営住宅への入居**
- ▶ 役場建設課公営住宅担当…………… ☎2-4297
- 町民法律相談（無料）**
- ▶ 役場企画財政課情報交流担当…………… ☎2-4290
- 悪質商法、契約などの消費生活**
- ▶ 役場町民課生活環境担当…………… ☎2-4294
- 労働相談～職業紹介**
- ▶ 役場町民課生活環境担当…………… ☎2-4294
- ▶ 生涯活躍のまちかみしほろ（まちづくり会社）…………… ☎7-7630
- かみしほろ人材センター**
- ▶ 事務局：生涯活躍のまちかみしほろ（まちづくり会社）…………… ☎7-7630
- 家庭内・隣近所のトラブル、いじめ、差別などの人権相談**
- ▶ 人権擁護委員（役場町民課総合窓口・戸籍年金担当）…………… ☎2-4294（窓口）
～宗像静香・佐々木守・高嶋幸雄
- 行政機関の業務に関する相談**
- ▶ 行政相談員…………… 佐藤由美子 ☎2-2603
- ボランティアに関すること**
- ▶ 社会福祉協議会…………… ☎2-4688
- その他の心配ごと相談**
- ▶ 社会福祉協議会…………… ☎2-4688

地域福祉

民生委員児童委員、主任児童委員

民生委員児童委員は、地域のみなさんが安心して暮らしができるように、国から委嘱され活動しています。暮らしに関すること、困ったこと、悩みごとなど、担当地区の委員にご相談ください。

また、民生委員は子どもに関することを応援する児童委員も兼ねています。

特に子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もおります。

秘密は、固く守られますので、お困りの際はお気軽にご相談ください。

本町には、19名の民生委員児童委員がおり、そのうち2名が主任児童委員となっています。



◆上士幌町民生委員児童委員協議会 委員名簿 (令和3年4月1日現在)

任期3年：令和4年11月30日まで

氏名	住所	電話番号	担当地区
浜名里美	1区	☎2-3594	1区
斉藤博子	1区	☎2-4320	2区、3の1区、13区
齋藤美恵子	3の2区	☎2-2608	3の2区
田中松雄	7の1区	☎2-3308	7の1区
尾形祐子	7の2区	☎2-4887	7の1区、7の2区
馬場美子	15区	☎2-2904	4区、5区、8区
鈴木文義	9区	☎2-3642	9区、16区
谷口美香	10の1区	☎2-4905	10の1区、10の2区
岩佐三鈴	2区	☎2-4513	10の1区、10の2区、14区
伏見二三子	11の1区	☎2-3761	11の1区
野中美尾	3の2区	☎2-2146	11の2区
江波戸礼子	11の1区	☎2-3187	6区、11の1区、12区
菅原慎一	北居辺	☎2-4490	17区、北居辺
長屋晴夫	萩ヶ岡	☎2-4326	萩ヶ岡、清水谷
松岡正清	勢多	☎2-4038	上音更、豊岡、勢多、15区・16区（更進）
兼子義雄	北門	☎2-4350	北門、東居辺
河田充	ぬかびら	☎4-2033	ぬかびら、幌加、三股
村上初枝	3の1区	☎2-2183	主任児童委員（全区）
保里明子	11の1区	☎9-2127	主任児童委員（全区）



こんなときは、民生委員児童委員へ

- ①在宅生活に関すること
毎日の介護／福祉サービス・施設の利用／介護保険制度など
- ②暮らしのこと
住まい／近所づきあい／貸付制度／生活保護／遊び場、通学路に関すること など
- ③家族関係のこと
結婚、離婚／親子関係／扶養／相続 など
- ④育児・教育のこと
育児やしつけ／いじめや不登校／学校生活の悩み／非行／児童虐待 など
- ⑤その他の困りごと
心身の疾病や障がいに関する相談 など

お問い合わせ先

民生委員児童委員協議会事務局（保健福祉課福祉担当） ☎2-4296

上士幌町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域のさまざまな福祉課題を地域社会全体の課題としてとらえ、地域住民をはじめとする関係者と協力し、問題解決のために活動を計画的に展開する公益性の高い非営利の民間福祉団体です。

誰もが安心して暮らし続けることができる上士幌をつくることを目標に、住民の要望に応えるため、行政、住民、行政区、事業者、関係団体と、ともに協議し、ともに決定し、ともに実行しながら、個別の福祉課題を持つケースを受け止め、問題解決する方法としくみをつくる活動を行います。



主な事業内容

地域見守り安心メール配信事業

…認知症高齢者・子育て関係・防災関係などの情報を登録者に配信を行うとともにホームページに掲載しています。

社協だよりの発行

…月1回、町広報誌発行に合わせて、全戸配布しています。

無縁仏供養祭

…無縁仏の供養を実施しています。(静眠の碑・勢多地区共同墓地)

会葬見舞セット進呈

…役場町民課窓口で死亡届提出の際に、遺族に進呈しています。

在宅重度障がい者と家族のつどい

…日頃、外出機会の少ない在宅重度障がい者と家族を対象に交流を図ります。

ふれあい広場

…ノーマライゼーション*の普及、啓発のために実施しています。

※ノーマライゼーション…障がい者や高齢者などの社会的弱者が出来る限り、他の方々と同じ普通の生活が送れる社会を築くという考え方。

ひとり暮らし高齢者親睦会

…ひとり暮らしの高齢者の交流を深めます。

おとしよりと障がい者スポーツ大会

…おとしよりや障がい者の方々が、スポーツ大会を通して交流を深めます。

ボランティアスクール

…ボランティアの活動の推進を目的に開催します。

ボランティアポイント事業

…ボランティア活動により、地域社会へ参加することで、自らの介護予防や生きがい・やりがいにつなげる事業として実施します。

ワークキャンプ

…中高生を対象とし、特別養護老人ホーム、認定こども園などでの体験学習を実施します。

要介護高齢者等訪問サービス

…ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や認知症高齢者の安否の確認、介護者負担軽減を目的として訪問活動を実施します。

福祉有償運送事業

…在宅重度障がい者・要介護高齢者の日常生活における外出機会の確保を目的に実施します。

ふれあいサロン

…閉じこもり高齢者解消のため交流・外出機会の確保を行います。また、出前サロンの実施とサロン支援サポーターを養成します。ふまねっと運動を推進します。

生活支援サービス

…在宅で生活している要支援高齢者・障がい者の支援のため、登録ヘルパーを派遣します。

小地域ネットワーク※地域懇談会

※小地域ネットワーク…小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開します。

災害支援ネットワーク事業

…小地域ネットワーク活動を通じて、地域での防災の活動を助長します。

地域福祉・生活支援コーディネーターの配置

…小地域福祉活動や介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みを検討しています。

福祉団体活動助成・支援

…遺族会や母子寡婦会、老人クラブ連合会などの福祉団体の活動に対して助成や支援などを行います。

生活福祉資金貸付事業（⇒P7 参照）

…生活福祉資金貸付に係る相談及び貸し付けを行います。

福祉資金貸付金事業（⇒P7 参照）

…低所得世帯への福祉資金の貸し付けを行います。

心配ごと相談所の設置

…毎月第3木曜日に相談所を設置し、地域住民の相談、援助活動に対応します。

ケアプランセンター上士幌の運営

…介護保険事業としてケアプランセンター上士幌を運営し、居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成を行います。

日常生活自立支援事業（⇒P11 参照）

…判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように支援します。

成年後見（法人後見）事業

…市民後見人養成研修を履修した福祉に熱意のある町民を支援員とし、社会福祉協議会が後見事務を担う、法人後見事業を行っています。

権利擁護センターの運営

…成年後見制度をはじめとする権利擁護制度全般に関する相談と各種制度の利用支援などを行います。

■ ボランティアポイント事業でボランティア活動したい-----

令和3年4月現在は、上士幌町社会福祉協議会、上士幌福寿協会、老健かみしほろなどの福祉関係事業所や図書館でのボランティアが中心となっており、今後、拡大する予定です。

◆ポイント事業におけるボランティア活動対象者

◇登録研修会への参加が必要です。

- (1) 町内在住の65歳以上の方。
- (2) 18歳以上65歳未満で高校在学中でない方。

◆ポイント概要

- (1) 活動期間…毎年度4月1日～3月31日
- (2) 1活動につき、1～2ポイント。
- (3) 1日の上限付与は2ポイント。年間100ポイント上限。（翌年度繰越可）
- (4) ポイント交換は、5ポイント（500円相当）から。

◆ポイントは、地域包括支援センター（☎2-5555）で商品券引換券と交換します。

◆商品券引換券は、上士幌町商工会にて、商品券と交換します。

お問い合わせ先

上士幌町社会福祉協議会 ☎2-4688

生活にお困りの方

生活保護

家族の収入や財産をすべて活用しても、最低限度の生活が確保できない世帯に対して、健康で文化的な生活を保障し、自立に向けた指導援助を、国が行います。生活保護申請の受理や認定は、北海道（十勝総合振興局）で行っています。

生活保護のしくみ

- ▶生活保護は**世帯を単位**に決定されます。
- ▶**世帯全員の収入が国の定めた最低生活費を下回った**ときに、保護に該当することになります。
- ▶**保護基準（最低生活費）と収入の差額が生活保護費**となります。

■収入（例）

- ・就労による収入
- ・親族による援助
- ・年金、手当等の社会保障給付など

保護の要件

世帯単位…個人だけでなく、生計を同一にしている世帯全員として考えます。

扶養義務者の扶養…扶養義務の確認は、事情聴取・扶養義務者への文書照会、実施調査があります。

資産の活用…資産があれば売却あるいは活用することが求められます。

○利用を認められないことができない資産⇒不動産や自動車など。

○年金や手当あるいは、貯金、生命保険は活用することが求められます。

※自立生活に必要であると認められた場合に保有が認められることがあります。

能力の活用…働く能力があれば、働くよう指導があります。

※病気や家族の介護といった働くことができない理由がある場合は、認められることもあります。

保護の内容

- ・生活扶助
 - ・教育扶助
 - ・住宅扶助
 - ・医療扶助
 - ・介護扶助
 - ・出産扶助
 - ・生業扶助
 - ・葬祭扶助
- の8種類

申請方法

- ①保健福祉課福祉担当で**事前にご相談**ください。
- ②**十勝総合振興局へ保護申請**することになります。
 - ▶町から十勝総合振興局へ申請書を進達します。

■申請に必要なもの

- ・資産の状況がわかるもの（お手持ちのすべての預金通帳など）
- ・収入状況がわかるもの（直近の年金振込通知書、給与明細など）
- ・同意書（資産・収入の調査）
- ・印鑑 など

③十勝総合振興局にて、申請が受理された後、**保護決定のための調査**が行われます。

④保護決定後、最低生活費から収入を引いた額が生活保護費として**支給**されます。

▶申請から保護決定までに1か月ほど時間がかかります。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296
地区の民生委員児童委員 ※P3 参照

生活福祉資金の貸付

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定のために、さまざまな用途に応じて資金を貸し付けします。

利用できる方

低所得者世帯…世帯の収入が一定基準以下の方。

障がい者世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方もしくは、現に障害者総合支援法によるサービスを利用しているなど、各手帳の所持と同等とみなされる方の属する世帯。

高齢者世帯…65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯で、世帯の収入が一定基準以下の方。

※原則として連帯保証人が必要となります。

貸付資金の種類

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

その他

申し込みから貸し付け、返済中において民生委員の相談援助活動を受けていただきます。

お問い合わせ先

上土幌町社会福祉協議会 ☎2-4688
地区の民生委員児童委員 ※P3 参照

福祉資金の貸付

上土幌町に住所を有する低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯等で緊急かつ不時の支出に対応することが困難な方に、資金の貸し付けと必要な援助指導を行います。

利用できる方

低所得者世帯…世帯の収入が一定基準以下の方。

障がい者世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方もしくは、現に障害者総合支援法によるサービスを利用しているなど、各手帳の所持と同等とみなされる方の属する世帯。

高齢者世帯…65歳以上の介護を必要とする高齢者の属する世帯。

ひとり親世帯…父親または母親の片方いずれかと、その子（児童）とからなる世帯。

※原則として、上土幌町に住所を有する連帯保証人が必要となります。

主な支援内容

原則、一世帯あたり 50,000 円以内の貸し付け。

- ・利子…無利子
- ・償還期限…貸付日から 6 か月以内

その他

申し込みから貸し付け、返済期間において民生委員の相談援助活動を受けていただきます。

お問い合わせ先

上土幌町社会福祉協議会 ☎2-4688
地区の民生委員児童委員 ※P3 参照

■生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく支援-----

「働きたくても働けない」「住む所がない」などといった場合、まずはご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

主に次のような支援を北海道が行います

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金の支給
- ・生活困窮世帯の子どもの学習支援
- ・就労準備支援事業
- ・就労訓練事業
- ・家計相談支援事業
- ・一時生活支援事業

■相談窓口

自立相談支援事業所「とかち生活あんしんセンター」 [十勝総合振興局委託事業]

〒080-0804 帯広市東4条南18丁目13-1 コーポひらた1階3号

☎0155-66-7112

月・火・木・金 9時～18時

水 9時～20時（18時～20時は前日までに予約必要）

第1・第3土曜 9時～12時（金曜日までに予約必要）

第2・第4日曜 9時～12時（金曜日までに予約必要）



上士幌町を会場として「生活・仕事相談会」【予約制】も開催しています。

※日程・場所については、お問い合わせください。

また、個別の出張相談も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

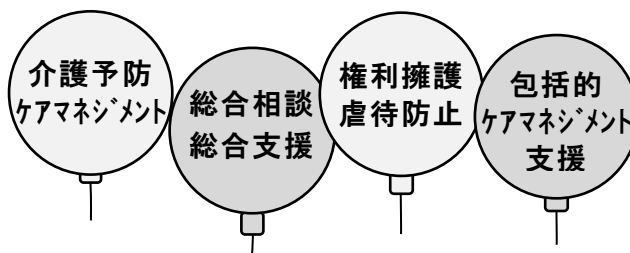
高齢者の福祉

在宅生活の支援

1 地域包括支援センター

生活に関する悩みや心配ごと、認知症に関する相談や介護相談などに対応する機関です。

介護保険サービスの利用はもとより、介護保険以外の保健福祉サービスについても利用のお手伝い、高齢者の権利擁護制度利用の手続き、介護用品の紹介やアドバイス、介護予防を目的とした教室などを行っています。お気軽にご相談ください。



主な支援内容

総合相談・総合支援

…高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活に関することなど何でもご相談ください。

権利擁護・虐待防止

…高齢者のみなさんが安心して暮らせるように、成年後見制度の紹介や虐待防止などに対応します。

介護予防ケアマネジメント*

…できるかぎり在宅で自立した生活が過ごせるよう、介護予防の相談を行います。また、要支援 1・2の方を対象とするケアプランの作成を行います。

ケアマネジメント支援

…地域ケア会議*などを通じ、困難事例への支援やケアマネジメントの支援を行います。

※ケアマネジメント…主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

※地域ケア会議…個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援や、地域のネットワーク構築に取り組み、地域づくりや新たな資源開発、政策化に繋げています。

認知症初期集中支援事業

…認知症の早期診断・早期対応を専門職がチームとして関わり、認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援を行います。

医療・介護連携推進事業

…医療と介護が必要になっても在宅での生活が継続できるよう、関係機関の連携により切れ目のないサービスを提供する「医療・介護連携ステーション」を老健かみしほろに設置しています。

生活支援体制整備事業

…住民が主体となる活動を基盤として世代間の交流を図り、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに向けて「生活支援コーディネーター」を社会福祉協議会と生涯活躍のまちかみしほろに配置しています。

お問い合わせ先

地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当）

☎2-5555

2 高齢者の生活支援（三愛介護サービス事業）

さまざまなサービスを利用することにより、在宅での生活を継続し自立への支援を行います。

利用できる方

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしもしくは、高齢者夫婦世帯等の高齢者で、虚弱等により何らかの支援が必要な方。



介護認定を受けていない方でも利用できるサービスです。

サービスの内容

種 類	内 容	料 金
給食サービス	年中無休で 夕食 をお届け。 安否確認 も行います。	1食 500円 (減免対象者 300円)
通院サービス	町内外の医療機関への 通院交通費 を助成します。 →町内医療機関への通院は、市街地行政区以外に居住する方と市街地居住で 75 歳以上の方が対象になります。	実費の 1/4
入浴サービス	介護施設で入浴の介助 を行います。(送迎あり)	1回 830円
ホームヘルプサービス	自宅を訪問して 生活の援助 や 生活上の相談・助言 を行います。	15分 70円
ショートステイサービス	家族が一時的に介護できない場合に 施設での介護 を行います。(送迎あり)	1日 2,680円

◆介護保険で利用できる介護サービス・福祉用具貸与については、P21~をご参照ください。

利用方法



- ①保健福祉課介護支援担当にご相談ください。
- ②現在のお身体の状態などの聞き取りを行います。
- ③病院や社会福祉法人などで構成する『**地域ケア会議**』で検討します。
- ④決定後、利用の仕方などについて、ご相談いたします。

お問い合わせ先

地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当） ☎2-5555

3 高齢者及び障害者除雪費助成事業

高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、**除雪、屋根からの雪下ろし**にかかる費用を助成します。

利用できる方

心身の虚弱や障がいなどにより除雪が困難とされるおおむね 65 歳以上の高齢者及び障がい者で、住民税非課税世帯の方。

制度の内容

除雪施工業者に発注して**除雪、屋根からの雪下ろし**を行った場合に、1回につき除雪 1,200 円、雪下ろし 6,000 円を上限に助成します。



利用にあたっては、**事前に利用申請・認定**が必要です。

利用方法



- ①保健福祉課介護支援担当に**利用申請**をしてください。



- ②申請内容を確認して、**利用認定**を行います。
- ③除雪施工業者に支払った**領収書**を添付して**支給申請書**を提出してください。

お問い合わせ先

地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当） ☎2-5555

4 高齢者等福祉除雪ボランティア活動支援事業

玄関先の除雪が困難な高齢者等に対して、団体や個人が支援者となり、ボランティアとしての除雪支援により、冬期間における在宅生活を支援します。

利用できる方

75歳以上の高齢者のみで構成される世帯等であり、心身の虚弱や障がいなどにより除雪が困難な方。

制度の内容

地域包括支援センターにて希望者と支援者（ボランティア）の調整を行います。積雪がおおむね10cmを超える場合に除雪を行い、玄関先から道路までの住宅敷地内の範囲について、歩行等の移動に支障のない（おおむね幅1m～2m）程度程度）とします。



利用にあたっては、**事前に利用申請が必要**です。

利用方法



- ①保健福祉課介護支援担当に**登録申請**をしてください。
- ②申請内容を確認して、担当する**ボランティア**を調整します。
- ③紹介するボランティアより除雪についての連絡方法等の確認を行います。
※除雪を担ってくれたボランティアには、町から1件あたり3,000円分の商品券を発行します。

お問い合わせ先

地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当） ☎2-5555

5 緊急通報システムの設置

ひとり暮らしで生活に不安のある高齢者の住宅に、緊急時に対応できる緊急通報システムを設置します。緊急時には電話での応答や協力員への派遣依頼、必要に応じ救急車の手配を行います。

利用できる方

おおむね65歳以上のひとり暮らしなどの高齢者で、病気や障がい等があり緊急体制が必要とされる方。


- ▶家族や近隣者、知友人等による緊急協力員3名の登録が必要となります。

制度の内容

緊急ボタン機器本体の他、無線ペンダント、煙センサー、ガスセンサー、人感センサー3台を設置します。人感センサーは早朝から午前中に室内で人の動きが感知できない場合に自動で通報されます。（通報先は札幌市の緊急通報受信センターになります）

設置費用は**無料**です。（利用者の電話回線を使用しますので、基本料金・通話料については自己負担となります。）

利用方法

- 
- ①保健福祉課介護支援担当に**利用申請**をしてください。
 - ②現在のお身体の状態などの**聞き取り**を行い、**利用認定**を行います。
 - ③利用認定後、**緊急通報システム**の**設置**を行います。

お問い合わせ先

地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当）

☎2-5555

6 日常生活自立支援事業

「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いをします。

利用できる方

高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、または、在宅で生活する予定の方。

（例えば、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しいと思う方など）

制度の内容

福祉サービスの利用援助

…福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談・契約代行を行います。

日常的金銭管理サービス

…日常生活に必要な預貯金の払い出しや預け入れ、公共料金などの支払いを援助します。

通帳・書類などの預かりサービス


…通帳や年金証書、書類などの預かり、保管を行います。

利用料金

おおむね 1 回 1,200 円＋交通費 300 円 など

※生活保護受給者は、公費で扶助されるので、無料です。

利用方法

- 
- ①上士幌町社会福祉協議会にご相談ください。
 - ②相談を受けた「**自立生活支援専門員**」が訪問して、ご本人と提供するサービスを話し合い、**生活支援計画**を立て、**契約を結びます**。
 - ③契約後、登録されている「生活支援員」がサービスを提供します。

お問い合わせ先

上士幌町社会福祉協議会

☎2-4688

7 高齢者補聴器購入費助成事業

加齢に伴う難聴により他者とのコミュニケーションが困難となっている高齢者に補聴器の購入費の一部を助成することにより、難聴が要因となる認知症予防として、高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会参加や地域交流を支援します。

利用できる方


- ・医師により補聴器の使用性を認める意見書等を得た方
- ・両耳又は片耳の聴力レベルが中等度難聴（平均聴力レベル 40 dB以上 70 dB未満）の方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方

- ・本人が住民税非課税の方

制度の内容

助成の対象は補聴器本体の購入分とし、耳かけ型又は耳穴型とします。
助成の額は、補聴器購入費用の1/2とし、上限額は5万円です。

利用方法

- 
- ① 地域包括支援センターに利用申請をしてください。
 - ② 耳鼻咽喉科に受診し、医師の意見書を作成してもらいます。
 - ③ 事業の決定通知を受理した後に、補聴器販売業者より補聴器を購入します。
 - ④ 補聴器の購入後に助成申請を地域包括支援センターに提出します。

お問い合わせ先

地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当） ☎2-5555

生きがいのある生活

1 老人クラブの活動

生きがいと健康づくりのため、地域の高齢者が集い、さまざまな活動を行っています。町内には9つのクラブがあり、各クラブが集まり老人クラブ連合会を組織しています。

主な活動

単位老人クラブ

- ① 各種研修会、研修旅行
- ② 講演会などの生涯学習活動
- ③ ボランティア活動
- ④ パークゴルフやゲートボールなどのスポーツ活動
- ⑤ ふれあい公園花壇づくり
- ⑥ 小学校との交流活動 など

【単位クラブ】

- 上士幌老人クラブ寿会
- 上士幌老人クラブこぶし会
- 上士幌さわやか老人会
- 北居辺寿老人クラブ
- 北門老人クラブひまわり会
- 東居辺福寿会老人クラブ
- 上音更老人クラブ
- 勢多老人クラブ
- 萩ヶ岡老人クラブ

老人クラブ連合会

- ① 単位クラブ役員研修
- ② 健康教室・介護予防教室
- ③ パークゴルフやゲートボール大会の開催やフロアカーリングなどのスポーツ活動
- ④ 清拭布づくり など

お問い合わせ先

上士幌町社会福祉協議会 ☎2-4688

2 サークル活動

町内には、さまざまなサークル活動があり、その活動などを通して、生きがいをもって生活を送っています。

サークルの種類

陶芸、手芸、ゲートボール、歩くスキー、スマイルボウリング、ゴルゲート、フロアカーリング、フラダンス、写真、民舞、社交ダンス、歌謡・カラオケ、コーラス、書道、川柳、

3 高齢者の集いの場・サロン

誰でも気軽に活動や交流ができる場として、「高齢者の集いの場・サロン」の実施や自主的に活動しているサロンへの支援を行っています。

利用できる方

町内に住む、おおむね 65 歳以上の方。

サロン活動

ほがらかサロン

- ◇開設日時 : 月 1 回 (基本月末の火曜日) 13 時 30 分～15 時くらい
- ◇開設場所 : ふれあいプラザ
- ◇内 容 : レクリエーション、お茶会、簡単なゲーム、ミニコンサートほか
6 月バス遠足、8 月バルーンフェスティバル見学、
12 月クリスマスロビーコンサート
- ◇交通手段 : 町内循環バス (無料) などをご利用ください。
※循環バスの利用が困難な方はご相談ください。

ふまねっ党

- ◇開設日時 : 月 1 回 (基本第 2 火曜日) 13 時 30 分～15 時くらい
- ◇開設場所 : ふれあいプラザ
- ◇内 容 : ふまねっと運動
- ◇申し込み : 事前の申し込みが必要となります。
(安全に運動していただくため、定員 20 名まで)
- ◇交通手段 : 町内循環バス (無料) などをご利用ください。
※循環バスの利用が困難な方はご相談ください。

ぶらっと・かふえ

- ◇開設日時 : 月 2 回 (月曜日 1 回、火曜日 1 回) 13 時 30 分～15 時
- ◇開設場所 : 生涯学習センター「わか」会議室 3A・3B
- ◇内 容 : レクリエーション、折り紙、お茶会、ゲームほか
- ◇交通手段 : 町内循環バス (無料) などをご利用ください。

出前サロン

自主的に開催しているサロンの支援として出前サロンを実施しています。
(軽運動、レクリエーション、健康講座など)
レクリエーション用具やゲーム用具の貸し出しも受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

▶ 上記の詳しい開設日時や内容などは、下記にお問い合わせください。

4 敬老会と敬老祝金

社会に貢献した高齢者の方に対して、長寿を祝福し多年の労をねぎらうため、敬老祝金を贈呈と式典（敬老会）を開催しています。

対象となる方

毎年9月1日現在で70歳・88歳・100歳になられた方で1年以上町内に居住している方。

敬老祝金の支給

70歳 10,000円、88歳 15,000円、100歳 20,000円

▶祝金のうち5,000円相当分は、バルーンスタンプ商品券で支給します。

▶100歳になられた方には、誕生日に祝金を贈呈します。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

高齢者ドライバー

1 高齢者運転免許自主返納支援事業

高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方に対し、交付手数料と運転免許試験場への交通費の一部を補助します。

対象となる方

免許証返納時に満65歳以上となる方で、令和3年4月1日以降に運転経歴証明書の交付を受け、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方。ただし、運転経歴証明書の再交付を受けた方は対象外です。

制度の内容

- ・運転経歴証明書交付手数料の全額
- ・上土幌町から帯広運転免許試験場間往復バス運賃相当額の4分の3

申請方法

町民課生活環境担当へ、申請してください。

■申請に必要なもの

- ・公安委員会が交付する運転経歴証明書の写し
- ・納税状況確認同意書
- ・委任状（対象者の申請代理人のみ）
- ・印鑑 など

お問い合わせ先

町民課 生活環境担当 ☎2-4294

2 高齢者安全運転支援事業

高齢者による交通事故の防止と事故時の被害軽減を目的として後付けの「ペダル踏み間違い加速抑制装置」を整備する費用について補助します。

対象となる方

対象年度内に満 65 歳以上となる自動車運転免許証をお持ちの方で、補助対象車両の自動車検査証に記載されている使用者。

制度の内容

ペダル踏み間違い加速抑制装置の購入及び取付け経費の 2 分の 1 以内の額とし、5 万円を上限とします。ただし、国のサポカー補助金分は対象経費から除きます。

申請方法

町民課生活環境担当にて、**ご相談のうえ申請**してください。

■申請に必要なもの

- ・安全装置設置説明書（町の証明書用紙）
- ・自動車検査証（写し）
- ・領収書
- ・運転免許証（写し）
- ・納税状況確認同意書
- ・印鑑 など

お問い合わせ先

町民課 生活環境担当 ☎2-4294

高齢者の医療

1 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方と一定の障がいがあると認定された 65 歳以上 75 歳未満の方が加入する医療制度です。

- ▶今まで加入していた健康保険からは脱退することになります。
- ▶保険証は、一人ひとりに交付されます。
- ▶保険証は、毎年更新され、更新月は 8 月です。※紛失等の場合は、再交付可能です。

対象となる方

75 歳以上の方

…75 歳の誕生日から加入します。

- ▶対象の方には、役場からご連絡いたします。
- ▶75 歳になる誕生日までに保険証が交付されます。

65～74 歳で、一定の障がいのある方

…申請していただき、北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から加入します。

- ▶一定の障がいのある 65 歳以上 75 歳未満の方は、制度に加入するかどうかを選択できます。

?

一定の障がいがある方とは…

- ・国民年金などの障害年金 1、2 級を受給している方
- ・身体障害者手帳の 1～3 級と 4 級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の 1、2 級の方
- ・療育手帳の A（重度）の方

※この制度に加入しなかった場合、各市町村が行う重度心身障がい者医療費の助成を受けられなくなることがあります。

こんなときは届け出を

こんなとき		必要なもの
加入する とき	75 歳になったとき	
	一定の障がいのある方 (65 歳以上 75 歳未満)	障害者手帳など
	他の市町村から転入してきたとき	負担区分等証明書・一定の障がいのある 方は障がいの内容がわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	
喪失する とき	他の市町村へ転出するとき	被保険者証
	死亡したとき	被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	被保険者証
	被保険者証を破損や紛失したとき	

▶届出は必ず 14 日以内に手続きしましょう。

受けられる医療の内容

医療給付の種類	こんなときに受けられます	給付を受けるときは
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証 を提示
入院時食事療養費	入院したときの食事	住民税非課税世帯の方 は事前に申請が必要
入院時生活療養費	療養病床に入院したときの食費・居住費	
保険外併用療養費	利用者の選定による特別の病室の提供などを 受けたとき	申請は不要
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき	
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	申請により支給
特別療養費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治 療を受けたとき	
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高額療養費	1 か月の自己負担が高額になったとき	
葬祭費	被保険者が死亡し、葬祭を行ったとき	
高額介護合算療養 費	同じ世帯で医療と介護の両方の自己負担があ り、これが高額になったとき	



医療機関にかかるとき

医療機関にかかるときは、被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

- ▶前年の所得等をもとに、8月から翌年7月までの負担割合を判定します。
- ▶保険証に自己負担割合が明記されていますので、ご確認ください。

区	分	負担割合
—	般	1 割
現役並み所得者		3 割

高額療養費

1か月の医療費の自己負担が高額になった場合は、自己負担の**限度額を超えた額が申請により払い戻し**されます。自己負担の限度額は所得によって決定されます。

- ▶申請は初回のみ必要です。以降に発生した高額療養費については、申請した口座へ自動的に振り込みされます。
- ▶入院したときの食事代や保険が適用されない差額のベッド代などは、支給の対象になりません。

高額介護合算療養費

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「健康保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、払い戻しがあります。限度額は年齢と所得に応じて決定します。

- ▶申請が必要です。

療養費

次のような医療を受け費用を全額支払った場合、申請により保険適用分が払い戻しされます。

- ▶本来の自己負担分（1割か3割）以外が療養費として支給されます。

こんなとき	申請に必要なもの
緊急その他やむをえない事情で医療受給者証を持たずに治療を受けた場合	被保険者証・医療機関の領収書・口座がわかるもの
コルセットなどの治療用補装具を購入した場合	被保険者証・医師の証明書・医療機関の領収書・口座がわかるもの
輸血のための生血代を負担した場合（親族間は除く）	被保険者証・血液提供者の領収書・医師の理由書か診断書・医療機関の領収書・口座がわかるもの
海外渡航中に、病気やけがのため医療機関で治療を受けた場合	被保険者証・診療内容明細書及び領収書（日本語の翻訳文も必要となります）・口座がわかるもの

特定疾病

血友病・人工透析を必要とする慢性腎不全等の方には、申請により「特定疾病療養受療証」が交付されます。

- ▶慢性腎不全等の治療について、自己負担額が月額10,000円までとなります。

交通事故にあった場合、仕事中にケガをした場合

交通事故など第3者（加害者）の行為によって、ケガや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則ですが、損害賠償の取り扱いなどにより**保険証を使って治療することができます**。かかった医療費は、北海道後期高齢者医療広域連合で一時的に立て替え、後日、加害者に請求することになります。

また、仕事中にケガなどをした場合は、後期高齢者医療制度ではなく労災保険が使われます

ので、ご注意ください。

保険料

加入するすべての方が保険料を納めます。

被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。※賦課限度額が設けられます。

- ▶ 所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます。
- ▶ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月額になります。
- ▶ 保険料額は、所得の状況により異なります。
- ▶ 保険料は基本的に年金からの天引きとなります。

◆ 保険料の滞納がある場合…

災害等の「特別な理由」がないにもかかわらず滞納がある場合は、保険証の有効期間が短くなったり、資格証明書が交付され、医療機関の窓口で全額を支払って、後日、精算することになります。

- ▶ 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

お問い合わせ先

保健福祉課 国保医療担当 ☎2-4295

高齢者、障がい者の権利擁護

1 権利擁護センター

本町では地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携を図り、権利擁護センターを運営し、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度全般に関する相談と各種制度の利用支援などを行います。



権利擁護とは…

認知症や障がいによる理解・判断能力の低下により、日常生活上の金銭管理や介護サービスの利用契約などが困難になり、自分の利益を自分の力で守れなくなってしまうことが起こりえます。

支援を必要とする人のために、人権を始めとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わって財産管理や福祉制度などサービスの利用について適切に管理するのが「権利擁護」です。

2 成年後見制度の利用支援

低所得者でも成年後見制度を利用できるように、町が法定後見開始の審判等の請求を行うことが必要と認める方に、**家庭裁判所に対する申し立ての経費**（登記手数料、鑑定費用等）や**成年後見人等の報酬**を助成します。



成年後見制度とは…

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など**判断能力の十分でない方の判断能力を補い、自己決定の意思を尊重・保護する**制度です。

▶この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。

※ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取り消しの対象になりません。

利用できる方

制度を希望する低所得者で、申立て費用・後見報酬の支払いが困難な方。

主な事業内容

申立てに要する手数料と後見人へ支払う報酬を助成します。

お問い合わせ先

地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当） ☎2-5555
権利擁護センター（上土幌町社会福祉協議会内） ☎7-7003



介護が必要な方と介護をする家族等のために

介護保険

1 介護保険制度

高齢化が進み介護を必要とする人が増えています。また、家族だけで介護が必要な人を支えることが難しくなっています。

介護保険制度は、**介護が必要になった人が介護や介助、機能訓練などのサービスを受けられる制度**で、市町村が運営しています。

介護保険は、介護を必要とする人やその家族が、住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護を社会全体で支え合う制度です。



40歳以上の方全員が加入します

65歳以上の人【第1号被保険者】

…介護が必要となったときに、原因を問わずに「要介護認定」を受けることで介護サービスを利用できます。

▶保険料の納め方

①特別徴収…年金額が年額18万円以上の方。

→年金からあらかじめ差し引かれます。

※年度途中で65歳になったときや他市町村から転入してきたときなどは、一時的に納付書または口座振替で納めていただく場合もあります。

②普通徴収…年金額が年額18万円未満の方。

→納付書または口座振替で個別に納めます。

40歳から64歳の方【第2号被保険者】

…老化による特定の病気（特定疾病）が原因で介護が必要になったときに限り、「要介護認定」を受けることで介護サービスを利用できます。

▶保険料の納め方

①加入している医療保険の保険料（税）と一括して納めます。

介護保険の手続き

介護保険への加入は年齢の到達により自動的に行われますので、手続きは必要ありません。ただし、65歳以上の方で次のような場合には届け出が必要です。

こんなとき	必要なもの
他の市町村から転入	印鑑、転入届、受給資格証明書（要介護認定を受けている人のみ）
他の市町村へ転出	印鑑、被保険者証、預金口座がわかるもの
死亡	印鑑（相続人のもの）、被保険者証、相続人の預金口座がわかるもの
町内で居住地を変更	印鑑、被保険者証
被保険者証の紛失・破損	印鑑、破損した被保険者証

※届出は必ず14日以内に手続きしましょう。

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の保険料

所得段階	対 象 者	年間保険料額
第 1 段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金と課税年金収入が 80 万円以下の方	19,000 円
第 2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以上 120 万円以下の方	29,800 円
第 3 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	42,600 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入が 80 万円以下の方	57,200 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入が 80 万円を超える方	63,600 円
第 6 段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	69,900 円
第 7 段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	79,500 円
第 8 段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	95,400 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	108,100 円

▶上記の保険料額は令和 3～5 年度の金額です。介護保険料は 3 年ごとに見直されます。

■保険料を滞納すると…

特別な事情がなく介護保険料を滞納していると、厳しい措置がとられます。今は介護が必要なくても必要になったときに困らないよう、保険料はきちんと納めましょう。納入が難しいときは、滞納のままにせず、まず担当窓口へご相談ください。

▶災害、失業、新型コロナウイルス感染症の影響等による所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

40～64 歳の方（第 2 号被保険者）の保険料

国保や社保などの医療保険の保険料（税）に上乗せした形で一緒に納めます。

▶加入している医療保険によって異なりますので、各医療保険の窓口にお問い合わせください。

介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計）が一定額（利用者負担上限額）を越えたときは、**申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費として後から支給**されます。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担（高額介護サービス費、高額療養費を適用後の利用者負担）を毎年 8 月から翌年 7 月末まで合算して、一定の限度額を超えた場合、**申請によりその超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」**があります。

1 申請

- ◆役場の担当に「要介護認定」の申請をします。
→地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等に依頼して、申請を代行してもらうこともできます。

【申請に必要なもの】

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証
(40～64歳の方の場合)

2 認定調査

- ◆訪問調査……介護支援専門員（ケアマネジャー）などがお住まいに訪問して、心身の状態などについてお聞きします。
- ◆医師の意見書……また、主治医に心身の状態についての意見書（主治医意見書）を作成してもらいます。
▶主治医がいない場合は、町が指定した医師の診断を受けます。

3 審査・判定

- ◆一次判定……「認定調査」結果と「主治医意見書」をもとに、コンピュータによる判定が行われます。
- ◆二次判定……その後、介護や保健、福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で審査され判定が行われます。

4 認定～ケアプラン作成

- ◆認定結果通知……介護認定審査会の判定に基づいて「非該当」から「要介護5」までの区分が決まり、結果が「認定結果通知書」で通知されます。
▶非該当（自立）と判定された場合は、介護保険によるサービスは受けられませんが、町が独自で行う介護を予防する事業や保健・福祉サービスが受けられます。
- ◆ケアプラン等の作成……認定結果をもとにケアプラン等を作成し、サービスを利用します。
※ケアプランの作成には、利用者負担はありません。
- ◆サービスの利用まで
 - 要支援 1～2 → 介護予防ケアプランの作成 → 介護保険の介護予防サービスを利用
 - 要介護 1～5 → ケアプランの作成 → 介護保険の介護サービスを利用
 - 非該当 → 必要があれば、介護予防ケアプランを作成 → 介護予防事業 ※町独自事業

5 サービスの利用

■サービスの利用料

費用の1割(一定以上の所得のある方は2割、または3割)が自己負担となります。

- ▶施設でのサービスを利用した場合の食事代や居住費は自己負担となります。
→居住費と食費の利用者負担は、介護保険施設と利用者の間での契約によって、決められます。
- 別世帯の配偶者を含む世帯全員が住民税非課税であり、かつ預貯金額等が一定以下である場合には、居住費と食費の補足給付を受けられる場合があります。

介護費用の1割(または2割、3割)の自己負担分が上限額を超えた場合は、申請により高額サービス費として払い戻しされず。該当する方には、役場からご案内しています。

介護保険で利用できるサービス

ケアプランにもとづいて、次のようなサービスを利用できます。

在宅サービス 自宅で生活しながら利用できる介護保険サービス

■施設に通所して利用したい-----

通所介護（デイサービス）…通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。介護予防サービスでは選択的サービスもあわせて利用できます。

※要支援 1・2の方が利用する通所介護（介護予防通所介護）は、町が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスとなります。

通所リハビリテーション（デイケア）

…介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。介護予防サービスでは、選択的サービスもあわせて利用できます。

■訪問を受けて利用したい-----

訪問介護（ホームヘルプ）…ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

※要支援 1・2の方が利用する訪問介護（介護予防訪問介護）は、町が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスとなります。

訪問入浴介護…介護職員と看護職員が家庭を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。

訪問リハビリテーション…居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。

訪問看護…疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

居宅療養管理指導…医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

■自宅で自立した生活をしたい-----

福祉用具貸与…日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

◆介護度によって貸与できるものが変わります。

- 車椅子 ○特殊寝台 ○床ずれ防止用具 ○体位変換器
- 手すり（工事をともなわないもの）
- スロープ（工事をともなわないもの）
- 歩行器 ○歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具除く）
- 自動排泄処理装置



特定福祉用具購入（福祉用具購入費の支給）

…入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際に、年間 10 万円を上限に購入費を支給します。 ※役場への申請が必要です

○腰掛け便座 ○入浴補助用具 ○自動排泄処理装置の交換可能部品
○簡易浴槽 ○移動用リフトの釣り具

住宅改修費支給…手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に費用を支給します。 ※**工事前**に役場への申請が必要です

■ 短期間施設に入所して介護保険を利用したい-----

短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

…介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所している方に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

■ 有料老人ホームなどで介護保険を利用したい-----

特定施設入居者生活介護…有料老人ホーム等に入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援するサービスのため、原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

小規模多機能型居宅介護…通いを中心に、利用者の選択に応じた訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。

▶ 本町にある施設…小規模多機能型居宅介護「まつば」(☎7-7022)

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

…認知症の人が共同生活をする住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

▶ 本町にある施設…認知症グループホーム「むかし館」(☎2-2533)

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

…定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の支援や介護を行います。

※新規入所は、原則として要介護 3～5 の方が対象です。

▶ 本町にある施設…地域密着型特別養護老人ホーム「こまくさ苑」(☎7-7020)

施設サービス

介護保険施設に入所して介護や支援を受けられるサービスです。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

…常時介護が必要で居宅での生活が困難な方に、日常生活上の支援や介護を行います。

※新規入所は、原則として要介護 3～5 の方が対象です。

▶ 本町にある施設…特別養護老人ホーム「上土幌すずらん荘」(☎2-4632)

介護老人保健施設（老人保健施設）

…状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

▶ 本町にある施設…介護老人保健施設「かみしほろ」(☎7-7117)

2 介護予防の各種教室・事業

高齢者が、できる限り介護が必要な状態にならないように、元気で生き生きとした老後生活を送れるようにするための支援を行います。

また、介護をする方や地域で介護予防に関わる方への支援を行います。



教室・事業	内容
まる元運動教室	体力低下や認知機能低下を予防する運動プログラム提供
地域での介護予防の支援	地域で支援活動に関わる人材育成のための講習会やボランティアミーティングの支援など
介護予防の普及啓発	介護予防に関する知識や理解を広めるための出前講座など

▶開催する教室や事業は変更される場合があります。

3 介護をする方への支援

高齢者を介護している家族等に対して、介護方法などの知識の普及や介護用品の支給を行い、介護者の介護負担と費用負担を軽減します。

主な事業内容

介護保険利用者負担額減額制度

…住民税非課税世帯かつ介護保険料の滞納が無い方に対して、訪問介護や通所介護など居宅サービスについて支払った金額の4分の1を助成しています。助成を受けるには申請が必要です。

介護者のつどい

…在宅介護を担う介護者や介護体験者が、自主的に集まり交流しています。社会福祉協議会や地域包括支援センターはその活動をサポートしています。

▶月1回（基本第3水曜日）

家族介護用品支給事業

○排泄介助用品及び食事介助用品

重度の要介護認定（要介護2以上）を受けている方で、住民税非課税世帯の高齢者を介護している家族等に対し、紙おむつなどの介護用品を支給します。

▶月額 6,300 円相当

○入浴介助用品

要介護認定を受けている要支援1以上の方で、住民税非課税世帯の高齢者を介護している家族等に対し、介護用品を支給します。

▶年額 12,600 円相当

紙オムツの処理手数料の免除（町指定ごみ袋の支給）

…要介護認定4及び5の高齢者等を在宅介護している世帯に対して、町指定ごみ袋を支給することによって排出する紙オムツの処理手数料を免除しています。

ごみ袋区分	金額	3か月分	免除額
45リットル袋	120円	15枚	1,800円
30リットル袋	90円	23枚	2,070円

20リットル袋	60円	34枚	2,040円
10リットル袋	30円	68枚	2,040円

※燃やせるごみ袋、燃やせないごみ袋を支給します。

お問い合わせ先

- 介護保険制度の内容や保険料、サービスの苦情などは
保健福祉課 介護保険担当 ☎2-4296
- 介護保険の認定やサービスの利用、高齢者の生活相談
地域包括支援センター（保健福祉課介護支援担当） ☎2-5555
- 紙オムツの処理手数料（町指定ごみ袋の支給）
町民課 生活環境担当 ☎2-4294



障がい者（児）の福祉

各種手帳の交付

1 身体障害者手帳

身体に一定の障がいがある方は、身体障害者手帳の交付を受けることができます。この手帳の交付により、補装具や日常生活用具の給付、医療費の助成、運賃等の割引、また各種助成制度や税金の控除などの制度を利用することができます。

障がいの内容

※障がいの程度によって 1～6 級に区分されます。

障がいになったところ	障がいの名称	
眼に障がいがある場合	視覚障害	
耳に障がいがある場合	聴覚障害	
体がふらつく場合	平衡機能障害	
声がでない、話すことができない場合	音声機能障害・言語機能障害、そしゃく機能障害	
手・足・体に障がいがある場合	肢体不自由	上肢障害、下肢障害、体幹機能障害
内臓に障がいがある場合	内部障害	心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害、肝機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

申請方法

- ①保健福祉課障がい福祉担当で、所定の診断書の用紙を受け取ります。
- ②指定医療機関の指定医に診断を受けます。
- ③保健福祉課障がい福祉担当で手帳交付のための申請をします。

■申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定する医師の診断書・意見書
- ・顔写真（縦4cm×横3cm）

- ④交付申請後、1か月程度で、手帳が交付されます。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

2 療育手帳

児童相談所、心身障害者総合相談所で知的障がいと判定された方に、療育手帳が交付されます。この手帳の交付により一貫した医療、教育、福祉などの援助を受けることができ、医療費の助成や税の控除など各種制度を利用することができます。

障がいの内容と程度

※障がいの程度によって 4 段階に区分されます。

「A」…障がいの程度が重度のことで、日常生活における介助を必要とします。

最重度～IQ（知能指数）がおおむね 20 以下

重度～IQ（知能指数）がおおむね 21～35

- 「B」…障がいの程度が軽度または中度のことです。
 中度～IQ（知能指数）がおおむね 36～50
 軽度～IQ（知能指数）がおおむね 51～75

申請方法

18歳未満は児童相談所の判定、18歳以上は北海道立心身障害者総合相談所の判定が事前に必要なため、**申請の前に**、保健福祉課障がい福祉担当にご相談ください。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

3 精神障がい者保健福祉手帳

6か月以上精神障がいの状態にあり、日常生活や社会生活に制限を受ける方で、精神障がいを事由とする年金を受けられている方や、医師の診断書により障がい確認できる方は、精神障害者保健福祉手帳を受けることができます。

この手帳の交付により、運賃等の割引や税金の控除、その他の福祉制度が利用できます。

障がいの内容と等級

障がいの程度により1級、2級、3級の3等級に区分されます。

申請方法

保健福祉課障がい福祉担当で手帳交付のための**申請**をします。

■障害年金を受給している場合

- 以下のいずれかをお持ちください。
 精神障がいを事由としている年金証書、年金裁定通知書、直近の年金振込通知書
- 顔写真（縦4cm×横3cm）

■上記以外の方

- 医師の診断書
- 顔写真（縦4cm×横3cm）【貼付は任意】

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

1 ヘルプマーク

周囲の方に援助や配慮が必要なことを知らせることができるストラップ型のマークです。外見からは障がいなどがあるとわからない方の意思表示を支援し、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう配布を行っています。

対象となる方

- ◆義足・人工関節を使用している方
- ◆知的障がいや精神障がいの方
- ◆内部障がいや難病の方
- ◆妊娠初期の方
- ◆その他、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい方

利用方法

保健福祉課障がい福祉担当で配布をします。
窓口にお越しいただく際、申請書の記載や障害者手帳等の提示は必要ありません。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

2 ヘルプカード

カードの中に、緊急連絡先や助けてほしいことなどを書くことができ、困った時や緊急時等に、周囲の方に援助や配慮をお願いしやすくするカードです。

「筆談をお願いします」や「外出先で戻るところがわからなくなることがあります」など、必要や支援をスムーズに周りの方にお願いできます。

対象となる方

◆周囲から手助けが必要な時にヘルプカードを利用したい方

利用方法

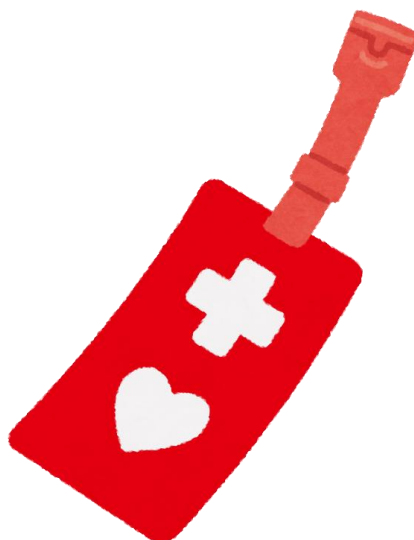
保健福祉課障がい福祉担当で配布をします。

窓口にお越しいただく際、申請書の記載や障害者手帳等の提示は必要ありません。

上土幌町ホームページからファイルをダウンロードし、ご自身で印刷活用することもできます。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

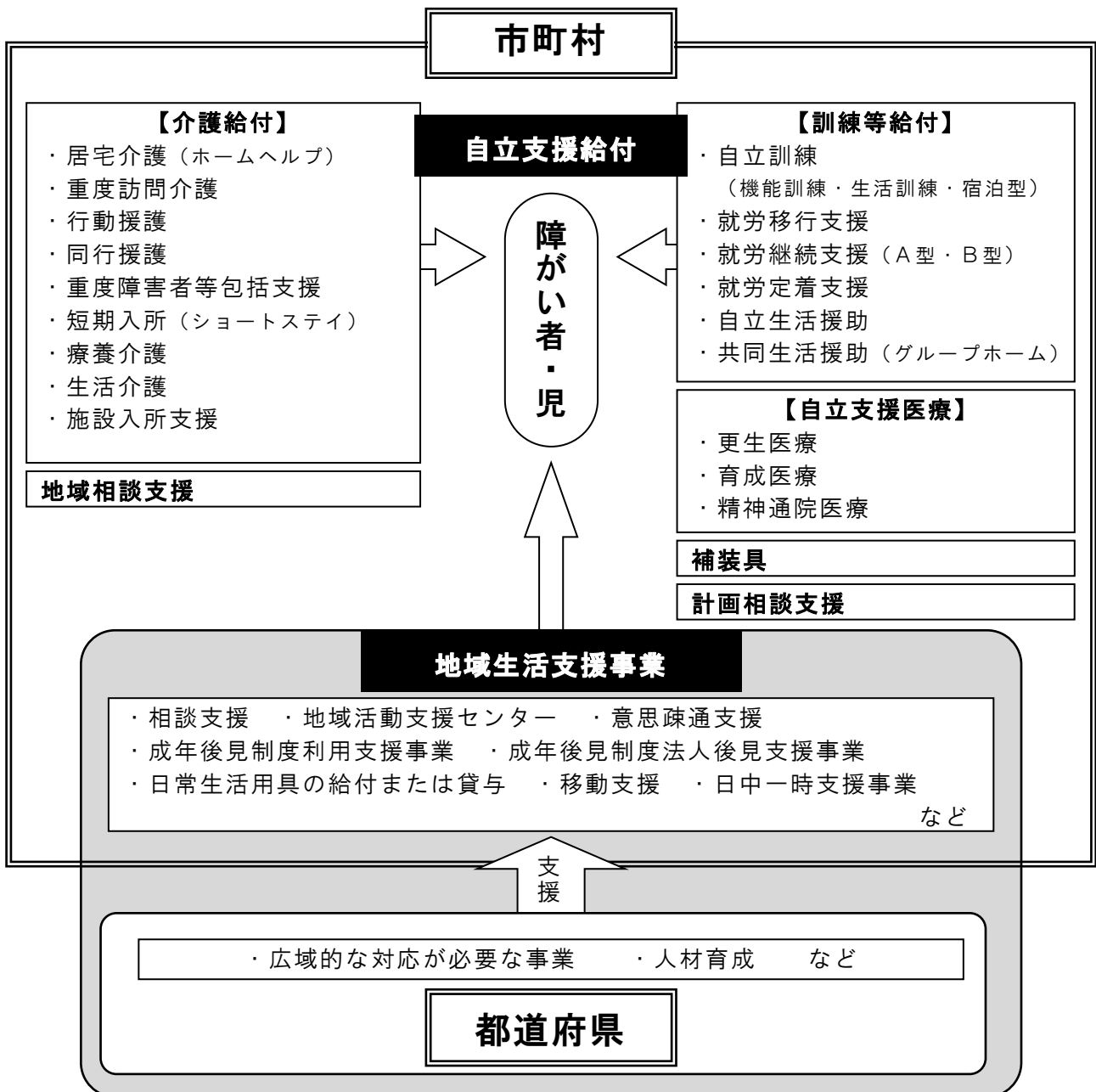


生活の支援

1 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、障がいのある人が自立した生活ができるように必要な支援を行い、障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域をつくることを目指しています。

障害者総合支援法の仕組み



- 障がいの種別（身体、知的、精神）に関わらず、共通のサービスが受けられます。
▶難病の患者も対象となります。
- 介護給付、訓練等給付、自立支援医療、地域相談支援、計画相談支援、補装具の支給、地域生活支援事業があり、障がいがある人の地域での自立した生活を総合的に支援します。

■介護給付

種 類	内 容	対 象 者	支給決定期間	標準利用期間
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事などを行う	①障害支援区分 1 以上 ②障がい児	1 年以内	制限なし
重度訪問 介護	重度の障害により常時介護を要する方に、居宅で食事、入浴、排せつなどの身体介護や外出時の移動支援などを総合的に行う	障害支援区分 4 以上で 一定要件を満たす方	1 年以内	制限なし
同行援護	居宅で生活している視覚障害のある方に、ガイドヘルパーが必要な情報提供や外出時の支援を行う	①視覚障がい者 ②障がい児 のうち 一定の要件満たす方	1 年以内	制限なし
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのために常時介護が必要な方に、行動する時の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	①障害支援区分 3 以上 (知的障がい) (精神障がい) ②障がい児 のうち 一定の要件満たす方	1 年以内	制限なし
重度障害者 等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に実施	障害支援区分 6 で 一定要件を満たす方	1 年以内	制限なし
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気などの場合に、一時的に、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を行う	①障害支援区分 1 以上 ②障がい児	1 年以内	制限なし
療養介護	医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行う	①ALS患者等人工呼吸器による呼吸管理を行う障害支援区分6以上の方 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がいで障害支援区分5以上の方	3 年以内	制限なし
生活介護	常時介護等を必要とする方に、昼間において介護などの提供や日常生活の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会提供などを行う	障害支援区分3以上 (50歳以上は 区分2以上) ほか	3 年以内	制限なし
施設入所 支援	施設に入所している方に、主として夜間、入浴、排せつ及び食事などの介護、相談など日常生活上の支援を行う	昼間、生活介護を利用する障害支援区分 4 以上 (50歳以上 は区分3以上) ほか	3 年以内	制限なし

■訓練等給付

種類		内容	対象者	支給決定期間	標準利用期間
自立訓練	機能訓練	事業所等への通所または居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションなどを行う	一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者 ※頸髄損傷による四肢麻痺等の場合 3年間	1年以内	1年6か月* ↓
	生活訓練	入浴、排せつ及び食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う	一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者 ※長期入院等の場合 3年間	1年以内	2年間* ↓
	宿泊型	居室その他の設備を利用しながら、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行う	一定の支援が必要な知的障がい者、精神障害者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方 ※長期入院等の場合 3年間	1年以内	2年間* ↓
就労移行支援	就労を希望し、企業などへの雇用が見込まれる方に、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の必要な支援などを行う	65歳未満の方	1年以内	2年間	
就労継続支援A型	雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な訓練その他の必要な支援を行う	65歳未満の方で（利用開始時）一定要件に該当する方	3年以内	制限なし	
就労継続支援B型	就労の機会を提供するとともに、就労に必要な訓練その他の必要な支援を行う	就労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用が適当と判断された、など一定要件に該当する方	3年以内* ↓ ※50歳未満は1年以内	制限なし	
就労定着支援	企業などでの就労の継続を図るため、企業や医療機関等との連絡調整や相談等の必要な支援を行う	就労移行支援等を利用して雇用され、就労後6か月を経過した者	1年以内	3年間	
自立生活援助	居宅での日常生活について、定期的な巡回、随時の訪問、相談対応等により必要な支援を行う	障害者支援施設等に入所していた者等で地域生活の継続が困難な者	1年以内	1年間	
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行うほか、入居者のニーズに応じて、入浴、排せつまたは食事などの介護を行う	障がいのある方	3年以内	制限なし	

■地域相談支援

種 類	内 容	対象者	支給決定期間	標準利用期間
地域移行支援	施設や精神科病院等から地域生活に移行する方に、住居の確保や地域生活移行に関する相談やその他の必要な支援を行う	①障害者支援施設や児童福祉施設などの入所者 ②精神科病院に入院している精神障害者などで一定要件を満たす方	6か月以内	6か月間
地域定着支援	居宅において単身等で生活している方に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う	①単身で生活する方 ②同居している家族等が障がいや疾病等のため、緊急時の支援が見込まれない状況の方	1年以内	制限なし

■地域生活支援事業

障がい者等の支援のために、市町村が実施主体となり実施する事業

本町で実施している事業

種 類	内 容	実施機関・窓口
相談支援事業	障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用を支援するとともに、虐待防止などの権利擁護のために必要な支援を行う	保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296
成年後見制度利用支援事業	判断能力に欠けるか不十分な方で、身寄りがないなどの人のための成年後見制度を利用するために必要な支援を行う	
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障がいのある方の権利擁護のために必要な支援を行う	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために、手話通訳者や要約筆記者を派遣して、意思疎通の仲介を行う	
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを図ることにより、障がいのある方やその家族の地域における生活を支援する	NPO法人サポートセンター白樺 ☎2-5155
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある方の家族など、日常的に介護を行っている人の一時的な休息の確保や就労の支援を行う	または 保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

自立支援医療、補装具及び日常生活用具の給付等については、後段をご参照ください。

費用

サービス費用や医療費の1割が自己負担となります。

- ▶世帯の所得に応じて1か月あたりの上限額が決められています。
また、軽減措置もあります。

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
住民税非課税世帯		0円
住民税課税世帯	町民税所得割 16万円未満 (障がい児、20歳未満の施設入所者：28万円未満)	9,300円 (障がい児 4,600円)
	上記以外	37,200円

▶世帯の範囲

- ・18歳以上：本人及び配偶者（20歳未満施設入所者～保護者の住民票世帯）
- ・18歳未満：保護者の住民票世帯

▶その他の利用者負担軽減として、次のような措置があります。

- ・高額障害福祉サービス費：同一世帯の中で複数の方がサービスを利用しているなど
- ・補足給付：施設入所者の食費・光熱水費、グループホーム入居者の家賃負担軽減など
- ・生活保護移行防止：各種の負担軽減策を講じても、自己負担等により生活保護の対象となる場合
- ・医療型個別減免：療養介護利用者の医療費や食事療養費

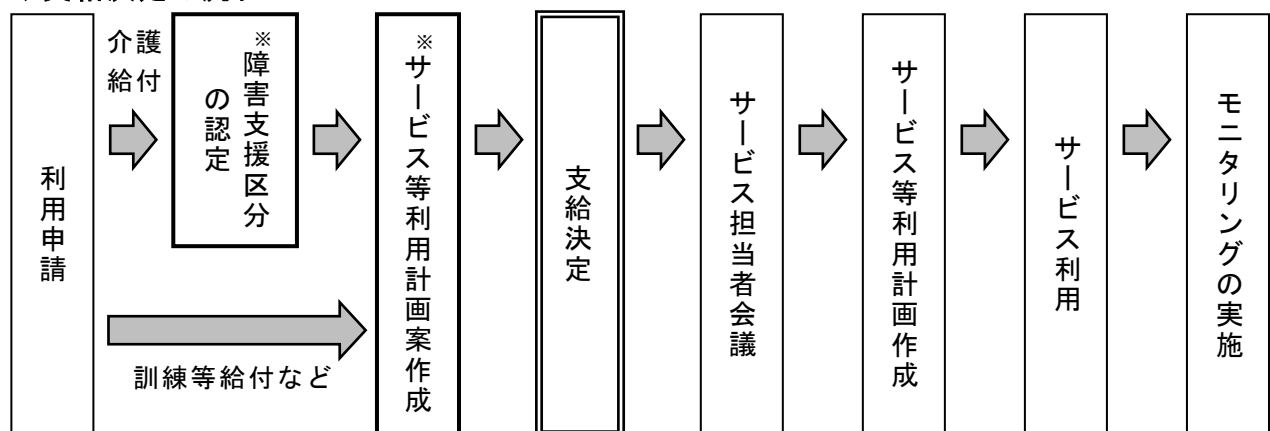
※補装具や自立支援医療、地域生活支援事業については、上表と異なりますのでお問い合わせください。

申請～サービスの利用

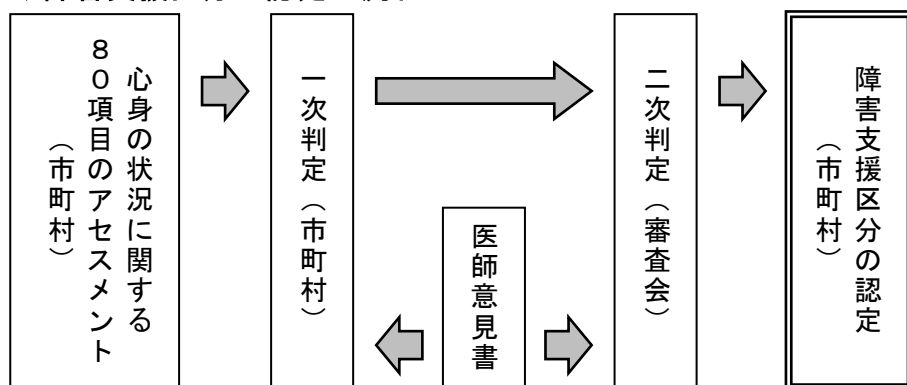
「介護給付」、「訓練等給付」、「地域相談支援」の障害福祉サービスに係る手続きについては以下のとおりです。まずは、役場保健福祉課までご相談ください。

「地域生活支援事業」については、各実施機関・窓口へご相談ください。

◆支給決定の流れ



◆障害支援区分の認定の流れ



※共同生活援助の利用申請のうち、入浴、排せつまたは食事などの介護の提供を受けることを希望しない者については、必ずしも障害支援区分の認定手続きを要しません。

※また、18歳未満の障がい児に関しても、原則として区分認定の対象とはなりません。



障害支援区分

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分で、区分1～6の6段階があります。

- ▶介護給付または訓練等給付のうち、共同生活援助の支給申請をした場合、心身の状況などの聞き取り調査と医師の意見書をもとに区分が認定されます。
- ▶訓練等給付（共同生活援助を除く）または地域相談支援の場合、聞き取り調査がなされますが、区分認定は行われません。



サービス等利用計画の概要

市町村は障害福祉サービスの支給申請者に対し、サービス等の支給決定前に「サービス等利用計画案」の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととされました。

▶サービス等利用計画とは-----

相談支援事業所の相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する方の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどについて検討して作成するものです。

▶セルフプランについて-----

利用計画に代えて「セルフプラン」を作成して提出することができます。セルフプランは本人か、本人了解のもと、支援者等が作成することも出来ます。

なお、セルフプランを提出した場合は、モニタリングの実施はありません。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

2 上士幌町障がい者相談支援事業所

障がいのある方やその家族の日常生活における相談とさまざまな支援を行う事業所です。日常生活での悩み、不安を共に考え、その方の持つさまざまなニーズにご自身で取り組んで行けるよう、支援を行っていきます。

主な事業の内容

- ①日常生活全般に関する相談
- ②障がい福祉サービスの情報提供
- ③サービス等利用計画の作成・評価
- ④訪問・面談等によるモニタリング
- ⑤その他必要な相談支援、助言

■利用時間

月～金 8時30分～17時15分（役場保健福祉課内）

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

3 上士幌町子ども相談支援事業所

子どもの発達や成長などに関する相談は「子ども相談支援事業所」（子ども発達支援センター内）で受け付けています。

利用できる方

18歳までのお子さんと保護者。

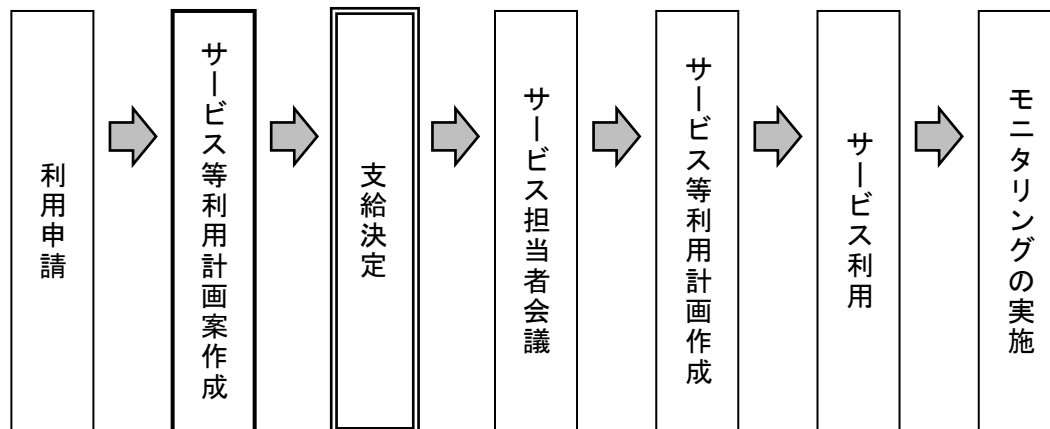
主な事業の内容

- ①日常生活全般に関する相談
- ②障がい福祉サービスの情報提供
- ③サービス等利用計画の作成・評価
- ④訪問・面談等によるモニタリング
- ⑤その他必要な相談支援、助言

■利用時間

月～金 9時～17時

◆支給決定の流れ



お問い合わせ先

上士幌町子ども発達支援センター ☎2-4773



お子さんの発達や成長のことで気になることはありませんか？

友達とうまく関われない…
なんだか落ち着きがなく心配…
勉強がつまずいている…
心や発達が気になるなど日常の発達にかかわる悩みを抱えていませんか。



上士幌町地域自立支援協議会

個々の相談を通して把握されたさまざまな町の課題（「できない」、「サービスが無い」、「使いづらい」など）は、自立支援協議会において解決に向けた話し合いが行われます。

4 補装具の給付（購入・修理・貸与）

身体の失われた部分や思うように動かすことができないような障がいがある部分を補い、日常生活をしやすくする用具を給付します。

▶事前の申請が必要です。

利用できる方

身体障害者手帳をお持ちの方。

▶障がい区分に応じて、補装具の購入や修理の給付をします。

制度の内容

対象となる障がい	補装具の種類
肢体不自由	・義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖 ・座位保持装置 他
視覚障がい	・盲人安全杖・眼鏡・義眼
聴覚障がい	・補聴器
音声・言語機能障がい	・重度障害者用意思伝達装置
内部障がい	・車いす・電動車いす

費用

費用の1割が自己負担となります。

※住民税非課税世帯の方は、利用者負担が無料となります。

申請方法

事前に保健福祉課障がい福祉担当で、ご相談のうえ、申請してください。

■申請に必要なもの

- ・申請書
- ・医師の意見書（必要のない種目もあります）
- ・業者の見積書
- ・身体障害者手帳
- ・印鑑

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

5 軽度難聴児補聴器費支給事業

身体障害者手帳の交付とならない軽度の難聴がある子どもを対象に、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する事業です。

▶事前の申請が必要です。

利用できる方

町内に住所を有する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度の難聴児（18歳未満）で、次のいずれにも該当する方。

▶ただし、要件を満たしていても、世帯員の所得額により対象外となる場合があります。

- ①両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満、または片耳の聴力レベルが50デシベル以上で他の耳の聴力レベルが90デシベル未満の方。
- ②耳鼻咽喉科的治療により聴力改善が見込めない方。

費用

原則費用の1割が自己負担となりますが、所得に応じて軽減措置があります。

申請方法

- ①保健福祉課障がい福祉担当で、**所定の診断書の用紙**を受け取ります。
- ②**医療機関の意見書**を受けます。
- ③補聴器の購入及び修理のために**業者から見積書を徴収**します。
- ④保健福祉課障がい福祉担当で**支給申請**をします。

■申請に必要なもの

- ・申請書
- ・医師の意見書（町所定様式）
- ・業者の見積書
- ・印鑑

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

6 日常生活用具の給付等

在宅で生活している重度心身障がい者に対し、日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付等します。

▶事前の申請が必要です。

利用できる方

在宅で生活している重度心身障がい者（児）、難病患者等で、身体障害者手帳、療育手帳などをお持ちの方。

▶各種目によって障がいの程度や子どもと大人の違いで給付条件が異なります。

日常生活用具の種類

障がいの区分	種 目
肢体不自由	浴槽、湯沸器、便器、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッド、訓練いす、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、ワードプロセッサ、歩行支援用具、特殊尿器、入浴補助用具、移動用リフト、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）、歩行補助つえ、頭部保護帽 など
視覚障がい	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、盲人用カナタイプライター、点字タイプライター、点字器、盲人用音声式体温計、盲人用時計、盲人用体重計、電磁調理器、点字図書、ワードプロセッサ、視覚障害者用拡大読書器、点字ディスプレイ、歩行時間延長信号機用小型送信機 など
聴覚、音声、言語機能障がい	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、文字放送デコーダー など
その他	透析液加湿器、火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、人工喉頭、ストマ装具、収尿器 など

費用

費用の1割が自己負担となります。

▶住民税非課税世帯の方は、利用者負担が無料となります。

申請方法

- ①保健福祉課障がい福祉担当で、ご相談ください。
- ②必要に応じて、医療機関の意見書を受けます。
- ③業者から見積書を徴収します。
- ④保健福祉課障がい福祉担当で給付申請をします。

■申請に必要なもの

- ・申請書
- ・医師の意見書（必要に応じて）
- ・業者の見積書
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

7 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療法等を行っている方に対し、酸素濃縮器及び人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成します。

利用できる方

在宅で酸素療法及び人工呼吸療法を行っている方。

助成額

12時間未満使用	1,000円/月
12時間以上使用	2,000円/月

申請方法

事前に医師の証明を受けて、帯広保健所にて申請してください。

■申請に必要なもの

- ・申請書（医師証明欄に在宅酸素を証している旨記載）
- ・住民票

お問い合わせ先

十勝総合振興局 保健行政室 健康推進課 保健係
☎0155-27-8637

8 在宅要援護者の移送サービス（福祉有償運送サービス）

高齢者や障がい者など移動が困難な方に、病院への通院や買い物、趣味の活動の送迎を行います。

利用できる方

原則、日常的に車いすを利用し、一人で移動することが困難な方で、公共の交通機関を利用することが困難な方。

- ▶事前に利用者登録が必要です。
- ▶出発地か到着地のいずれかが上士幌町でなければ利用できません。

費用

5kmまで250円。5kmを超えた場合、1km毎に30円。

目的地で車を待たせる場合は、30分につき350円。

お問い合わせ先

上士幌町社会福祉協議会 ☎2-4688

9 駐車禁止除外指定車標章 ◆窓口：帯広警察署交通課

歩行困難な障がいのある方などが、現に使用中の車両を駐車する際に、標章の掲出及び指定する方法により駐車することで駐車禁止区域内に駐車することができます。

利用できる方

心身に障がいがあり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症認定者）をお持ちの方。

▶ただし、障がいの内容や等級によって対象外となります。

申請方法

帯広警察署交通課にて、申請してください。代理申請もできます。

■申請に必要なもの

- ・申請書(北海道警察ホームページからダウンロードできます)
- ・身体障害者手帳等
- ・旧標章（新規申請除く）

お問い合わせ先

帯広警察署 交通課 ☎0155-25-0110

各種手当・年金

1 特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある児童を養育する方に特別児童扶養手当を支給します。

対象となる方

20歳未満の障がいのある児童を養育する方。

（児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって養育している方）

◆手当の受給ができない方

1. 日本国内に住所がない方
2. 児童が障がいを事由とする年金を受給できるとき
3. 「障がい等級表」に該当する障がいを有しなくなったとき
4. 児童福祉施設に入所しているとき
（保育所、通園施設、肢体不自由児施設の母子入園を除く）
5. 受給者や受給者の配偶者・扶養義務者の所得が所得限度額を超えている方
6. 父母または養育者（受給者）が日本国内に住所がないとき

制度の内容

等級	対象範囲	支給月額
1級	おおむね身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、同程度の精神障がい	52,500 円
2級	おおむね身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳 B 判定、同程度の精神障がい	34,970 円

▶ 4 月・8 月・11 月に 4 か月分ずつ支給されます。[額は令和 3 年 4 月現在]

申請方法

保健福祉課障がい福祉担当にて、**ご相談のうえ、申請**してください。

■申請に必要なもの

- ・特別児童扶養手当認定請求書
- ・住民票などの世帯の状況が分かる書類
- ・病院の診断書 ・印鑑 ・請求者名義の通帳 など

該当する要件などによって、必要書類が異なりますので、
お問い合わせください。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

2 特別障害者手当

重度の障がいが重複し、常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の障がい者に手当が支給されます。

対象となる方

在宅で 20 歳以上の方が重度の障がいを 2 つ以上持つ場合や、障がいのために寝たきりで日常生活のすべてに介護を必要としている方。

◆手当の受給ができない方

1. 20 歳未満の方
2. 病院または、診療所に継続して 3 か月を超えて入院されている方
3. 施設等に入所されている方
4. 受給者（申請者）や受給者の配偶者・扶養義務者の所得が所得限度額を超えている方

※手当を受給している方でも上記に該当する場合など、届出が必要な場合があります。

制度の内容

支給月額：27,350 円

2 月・5 月・8 月・11 月に 3 か月分ずつ支給されます。[額は令和 3 年 4 月現在]

申請方法

保健福祉課障がい福祉担当にて、**ご相談のうえ、申請**してください。

■申請に必要なもの

- ・特別障害者手当認定請求書
- ・特別障害者手当所得状況届
- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ・病院の診断書
- ・印鑑
- ・戸籍
- ・世帯全員の住民票
- ・本人名義の通帳 など

※該当する要件などによって、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

3 障害児福祉手当

常時介護を必要とする20歳未満の重度の障がい児に手当が支給されます。

対象となる方

在宅で20歳未満の重度の障がい（身体障害者手帳1級、2級もしくは特別児童扶養手当で1級）のある児童。

※児童福祉施設等に入所されている方は対象になりません。また、所得制限があります。

◆手当の受給ができない方

1. 施設等に入所されている方
 2. 受給者（申請者）や受給者の配偶者・扶養義務者の所得が所得限度額を超えている方
 3. 障がいを事由とする公的年金を受給している方
- ※手当を受給している方でも上記に該当する場合など、届出が必要な場合があります。

制度の内容

支給月額：14,880円

2月・5月・8月・11月に3か月分ずつ支給されます。[額は令和3年4月現在]

申請方法

保健福祉課障がい福祉担当にて、**ご相談のうえ、申請**してください。

■申請に必要なもの

- ・障害児福祉手当認定請求書
- ・障害児福祉手当所得状況届
- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ・病院の診断書
- ・印鑑
- ・戸籍
- ・世帯全員の住民票
- ・本人名義の通帳 など

※該当する要件などによって、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

4 重度心身障害者年金（町見舞金）

町独自の制度として、身体や精神に重度の障がいのある方に年金を支給します。

対象となる方

次に該当する方で、民生委員児童委員などによる選考委員会で決定された方。

- ・身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方。
- ・障害年金 1 級を受給している方。
- ・特別児童扶養手当を受給している方。 など

※入院や社会福祉施設に入所している方は対象になりません。

制度の内容

支給額：年額 10,000 円

選考委員会で決定された方には、役場よりご案内し、年金を支給します。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

5 国民年金の障害基礎年金

老齢基礎年金を受給するまでの間に負った病気やけがによって障がい者になったときに、一定の条件を満たす方が請求により受けることができます。

対象となる方

- ①20 歳前に障がい者になった方。
- ②20 歳から 60 歳未満の間に障がい者になった方。
- ③60 歳から 65 歳未満の間に障がい者になった方。
 - ▶②もしくは③に該当される方は、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。
 - ▶③に該当される方は、老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合、障害基礎年金の請求ができない場合があります。

制度の内容

年金等級	支給年額（令和 3 年 4 月現在）
1 級	976,125 円+子の加算
2 級	780,900 円+子の加算

▶受給者によって生計を維持されている 18 歳未満（障がいがある場合は 20 歳未満）の子がいるときは次の額が加算されます。

■ 1 人目、2 人目……一人につき、224,700 円

■ 3 人目……一人につき、74,900 円

▶偶数月に 2 か月分が支給されます。

お問い合わせ先

町民課 戸籍年金担当 ☎2-4294

6 厚生年金の障害厚生年金・障害手当金 ◆窓口：日本年金機構 帯広年金事務所

厚生年金の加入期間中に初診日がある病気やけがによって障害基礎年金に該当する障がいが生じたとき、受給が認められた方に障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

また、障害基礎年金に該当しない場合でも、独自の障害厚生年金や障害手当金（一時金）の障がい者に該当したとき、受給が認められた方に支給されます。

対象となる方

厚生年金に加入している間に障がい者になった方。

※一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。

制度の内容

障がいの程度により 1 級から 3 級の障害厚生年金が受給できます。

病気やケガが 5 年以内に治り、3 級よりやや軽い障がいが残った場合は、障害手当金（一時金）が受けられます。

▶ 年金額は勤務月数と賃金の額により異なります。

▶ 障がいの程度が 1 級から 2 級の方で配偶者がいる場合は加算がある場合があります。

▶ 1 級から 2 級の場合、障害基礎年金が併せて支給され、子の加算がある場合があります。

お問い合わせ先

日本年金機構 帯広年金事務所
☎0155-65-5002（音声案内①押した後②）

7 共済組合の障害年金等 ◆窓口：加入している各共済組合

国家公務員や地方公務員が在職中の病気やけががもとで障がいの状態となった場合に、障害共済年金や障害一時金が支給されます。

お問い合わせ先

加入している共済組合にお問い合わせください

8 労働災害の年金（労災） ◆窓口：帯広労働基準監督署

業務上の災害や、通勤途上の災害などに保険給付されます。身体に一定の障がいが残った場合に障害補償年金（障害年金）、傷病補償年金（傷病年金）などが支払われます。

お問い合わせ先

帯広労働基準監督署 ☎0155-97-1245

9 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）の保護者（父母・配偶者等）が死亡または重度の障がい者になった場合に、残された障がい者（児）等が終身一定の年金を受けることができる制度です。

利用できる方

◆加入できる保護者の方

障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の全ての要件を満たしている方。

- ・ 加入時の年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで）の 4 月 1 日時点の年齢が 65 歳未満であること。
- ・ 道内に住所があること。（札幌市に住所がある方は札幌市の制度に加入）
- ・ 特別な疾病、または障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

◆対象となる心身障がい者（児）の要件

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方。

- ・ 身体障がい者（児） 身体障害者手帳 1～3 級
- ・ 知的障がい者（児） 療育手帳 A・B

- ・上記と同程度の障がい（所定の診断書必要）

掛金・口数

掛金は、加入時の年齢により固定されます。2口まで加入できます。

（1口：月額 9,300 円～23,300 円）

住民税の課税状況や、加入後 20 年以上で 65 歳以上となった場合は、掛金の減免措置があります。

支給年金額

1口加入：月額 20,000 円（年額 24 万円）

2口加入：月額 40,000 円（年額 48 万円）

また、弔慰金や脱退一時金があります。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

病院にかかったときの医療費の助成

1 重度心身障がい者の医療費助成

重度の心身障がい者の医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担分の全額または一部を助成します。

利用できる方

身体障害者手帳（1・2級、3級の一部）、療育手帳（A判定）の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方。または、重度の知的障がいと判定・診断された方。

▶受給者本人・扶養義務者の所得制限があります。

▶65 歳以上で医療費の助成を受けることができる方は、後期高齢者医療制度の加入者に限られます。

助成内容

保険診療の自己負担分の全額または一部

（例）入院（精神1級を除く）・外来、調剤（お薬）、治療用装具など。

◆助成の対象とならないもの

- ・保険診療でない医療費等
- ・介護保険の一部負担金
- ・健康診断料
- ・診断書料
- ・食事代
- ・部屋代 など

▶精神障がい者については外来のみ助成

医療費の自己負担

◆高校卒業までの方……自己負担はありません。

（18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで）

◆上記以外の方

・住民税非課税世帯……自己負担はありません。

・住民税課税世帯……医療費の1割が自己負担となり、1か月の負担限度額が設けられています。

利用方法

医療機関の窓口で保険証と受給者証を提示してください。

北海道外の医療機関で診療を受けた場合は、窓口で通常の健康保険の自己負担分を支払い、後日、申請により払い戻しいたします。

■申請に必要なもの

- ・保険証と受給者証
- ・医療機関の領収書
- ・印鑑
- ・口座番号のわかるもの

お問い合わせ先

保健福祉課 国保医療担当 ☎2-4295

2 自立支援医療（更生医療）

更生医療とは、日常生活や職業生活などをしていくために、障がいを軽くしたり、その機能を回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療です。

利用できる方

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方。

◆対象者

- ・肢体不自由
- ・視覚障がい
- ・聴覚、平衡機能障がい
- ・音声、言語、そしゃく機能障がい
- ・内部障がい
- ・内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器）
- ・その他の先天性内臓障がい
- ・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

医療費の自己負担

1割負担。ただし、所得によって1か月の上限額が設けられています。

▶重度障害者医療助成の受給者は、自己負担分が助成される場合があります。

医療の範囲

1. 診察
2. 薬剤または治療材料の支給
3. 医学的処置、手術及びその他の治療ならびに施術
4. 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護



申請方法

- ①医療機関で**医師の意見書**をもらってください。
- ②保健福祉課障がい福祉担当にて、**申請**してください。

■申請に必要なもの

- ・自立支援医療（更生医療）申請書
- ・医師の意見書
- ・健康保険証
- ・身体障害者手帳
- ・公的非課税年金等を受給している場合は、年金振込通知書の年金額の確認できるもの

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

3 自立支援医療（育成医療）

育成医療とは18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来一定の障がいを残すと認められる児童で、手術などによって確実な治療効果が期待できる場合の医療です。

利用できる方

育成医療とは18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来一定の障がいを残すと認められる方。

◆対象者

- ・肢体不自由
- ・視覚障がい
- ・聴覚、平衡機能障がい
- ・音声、言語、そしゃく機能障がい
- ・内部障がい
- ・内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器）
- ・その他の先天性内臓障がい
- ・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

医療費の自己負担

1割負担。ただし、所得によって1か月の上限額が設けられています。

- ▶ 重度障害者医療助成、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の受給者は、自己負担分が助成される場合があります。

医療の範囲

1. 診察、手術及びその他の治療ならびに施術
2. 薬剤または治療材料（治療用具を含む）の支給
3. 看護、移送など

申請方法

- ①医療機関で**医師の意見書**をもらってください。
- ②保健福祉課障がい福祉担当にて、**申請**してください。

■申請に必要なもの

- ・自立支援医療（育成医療）申請書
- ・医師の意見書
- ・健康保険証
- ・保護者の所得状況が確認できる書類

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

4 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患等で継続的に通院医療を受けている場合に、医療費の自己負担分の一部を助成します。

利用できる方

統合失調症、気分障害、てんかん、認知症などの脳機能障がい、精神作用物質による依存症、その他の精神疾患のある方。

医療費の自己負担

1割負担。ただし、所得によって1か月の上限額が設けられています。

医療の範囲

通院医療のほか、指定医療機関で行う往診、デイケア、訪問看護なども対象となります。

申請方法

- ①医療機関で**診断書**をもらってください。
- ②保健福祉課障がい福祉担当にて、**申請**してください。

■申請に必要なもの

- ・医師の診断書（更新の場合、不要となるケースもあります。）
- ・健康保険証
- ・公的非課税年金等を受給している場合は、年金振込通知書の年金額の確認できるもの

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

5 特定医療費(指定難病)の医療費助成 ◆窓口：十勝総合振興局 健康推進課保健係

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる「難病」といわれる疾患について、医療費を助成します。

利用できる方

指定難病に罹患している方で、症状の程度が一定程度以上の場合（個々の疾病で設定）

医療費の自己負担

- ・医療費等の3割を自己負担している方は、負担割合が2割になります。（もともとの負担割合が1割または2割の方は、変更ありません。）
- ・所得によって、月ごとの自己負担上限額が設定されます。

申請に必要なもの

- ・健康保険証 ・住民票謄本 ・印鑑 ・臨床調査個人票(医師の記載が必要)
- ・住民税の課税状況及び所得状況を証明する書類 など

お問い合わせ先

十勝総合振興局 保健行政室 健康推進課 保健係
☎0155-27-8637

6 小児慢性特定疾患の医療費助成 ◆窓口：十勝総合振興局 健康推進課保健係

小児慢性疾患のうち、その治療が長期にわたる特定疾患について、指定医療機関で受けられた入院、通院にかかる医療費の一部または全額を助成します。

利用できる方

小児慢性特定疾患である**18歳未満の児童**。

▶ただし、18歳になる前に認定を受けている場合は、20歳未満まで対象となります。

対象の範囲

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患 他

医療費の自己負担

◆一部公費負担

生計中心者の所得税額に応じて0円～15,000円で月額負担上限額が決定されます。

◆全額公費負担（自己負担なし）

血友病の方。

申請に必要なもの

- ・医師の医療意見書
- ・健康保険証
- ・住民票謄本
- ・印鑑
- ・住民税の課税状況及び所得状況を証明する書類 など

お問い合わせ先

十勝総合振興局 保健行政室 健康推進課 保健係
☎0155-27-8637

各種費用の助成・割引

1 運賃等の割引

(1) JR旅客運賃割引 ◆窓口：JR各駅窓口

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。



利用できる方・割引率

手帳種別	条件	割引範囲	割引率
第1種	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数券、急行券	50%
	単独で乗車する場合	片道101kmを超えるときの普通乗車券	
第2種	単独で乗車する場合	片道101kmを超えるときの普通乗車券	

▶手帳の種別（第1種・第2種）や利用者の年齢によって、割引の取り扱いに違いがあります。

利用方法

各券を購入する際に、駅の窓口で手帳を提示してください。

お問い合わせ先

JR各窓口

(2) バス運賃割引 ◆窓口：各バス会社

障がい者手帳をお持ちの方（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は手帳に顔写真が貼付されている場合に限る）は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。

利用できる方・割引率

種類	手帳種別	本人割引	介護者割引
普通運賃	第1種	50%	50%
	第2種	50%	割引なし
	精神障害者保健福祉手帳	50%	割引なし
定期券	第1種	30% (大人のみ)	30%
	第2種	30% (大人のみ)	割引なし
	12歳未満の障がい児	割引なし	30%
	精神障害者保健福祉手帳	30%	割引なし

▶バス会社によって、割引の取り扱いに違いがあります。

▶精神障害者保健福祉手帳は、手帳に顔写真が貼付されている場合に限りです。

利用方法

支払の際に手帳を提示してください。

お問い合わせ先

各バス会社

(3) タクシー運賃割引 ◆窓口：各タクシー会社

障がい手帳をお持ちの方は、タクシー運賃が割引になる場合があります。タクシー会社によって割引額や対象範囲が異なる場合がありますので、詳しくは利用するタクシー会社にお問い合わせください。

利用できる方・割引率

障がい者手帳をお持ちの方。割引率：10%

利用方法

運賃支払の際に、運転手に手帳を提示してください。

お問い合わせ先

各タクシー会社

(4) 航空運賃割引 ◆窓口：各航空会社

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。

利用できる方・割引率

各航空会社、期間によって割引内容が異なります。

詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

利用方法

航空券販売窓口到手帳を提示してください。

お問い合わせ先

各航空会社

(5) フェリー旅客運賃割引 ◆窓口：各フェリー会社

障がい者手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種別に応じて運賃が割引になります。

利用できる方・割引率

フェリー会社によって、割引内容に違いがあります。
詳しくは、各フェリー会社にお問い合わせください。

利用方法

乗船券販売窓口到手帳を提示してください。

お問い合わせ先

各フェリー会社

(6) 有料道路（高速道路等）通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、有料道路（高速道路等）通行料金が割引になります。

利用できる方・割引率

利用の状況	対象者	割引率
障がい者本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けた方全員	50%
介護者が運転し、障がい者が同乗する場合	手帳の区分が「第1種」の方	

利用できる自動車

事前に登録された車で、障がい者1人につき1台のみとなります。
法人名義（ローン購入を除く）、事業用・営業用の車は対象となりません。

利用方法

- ①事前登録が必要となります。保健福祉課障がい福祉担当にて、申請してください。
- ②登録後、支払の際に料金所にて手帳を提示してください。
 - ▶ ETCの場合は通常どおりノンストップで通行できます。
 - ▶ 有効期限が約2年間(申請した日以後の2回目の誕生日まで)となっていますので、継続して割引を受ける場合は、更新手続きが必要です。

■申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
 - 登録する自動車の車検証
 - 運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
- ETCを利用する場合は、上記以外に
- ETCカード
 - ETC車載器セットアップ申込書、証明書

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

2 社会福祉施設等通所費の助成

障がいのある方が自立した生活を送るために、機能回復訓練や生活訓練などを行う施設を利用する際に通所費の一部を助成します。

利用できる方

町内に居住しており町外の施設等に通所している方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方、児童相談所が措置した方で施設等に通所している方、または介護者など。

制度・事業の内容

- ◆助成額 公共交通機関の運賃相当額
(障がい者割引等を受けることができる場合は、割引後の運賃額)
- ▶所得制限等により、助成対象外となる場合があります。

対象となる施設

十勝管内に所在する施設など（町内は除く）
(例) 障害者総合支援法に基づく自立訓練・就労移行支援等のサービス提供施設、精神科デイケア、地域活動支援センター など

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

3 じん臓機能障害者通院交通費の助成

じん臓機能障がいのある方が人工透析を受けるために、居住地以外の医療機関に通院する経費を助成します。

利用できる方

じん臓機能障がいのある方で、人工透析を居住地以外で受ける方。

制度・事業の内容

町では自宅から医療機関に通院する経路の交通費として、一般旅客営業バスの運賃の3/4以内で算出した額を助成します。

※北海道の助成金制度もあります。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

4 自動車改造費の助成

身体に重度の障がいがある方で、仕事等のために自動車を取得して改造する費用の一部を助成します。

利用できる方

身体障害者手帳を所持していて、重度の肢体不自由の方。(所得制限あり)

制度・事業の内容

助成金額：1人10万円以内
本人が運転する自動車で、操向装置や駆動装置などの改造が必要と認められるもの。

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

5 NHK放送受信料の免除

心身に障がいのある方で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの場合は、NHKの放送受信料の半額または全額が免除されます。

申請できる方、免除内容

免除内容	障がい等の内容	条件
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい 1～6級 ・聴覚障がい 2～4級、6級 ・重度の身体障がい 1・2級 ・重度の知的障がい 療育手帳A判定 ・重度の精神障がい 1級 ・戦傷病者手帳所持者で特別項症から第1款症 	障がい者本人が住民票の世帯主で、NHKとの受信契約者本人
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・身体障害者手帳所持者がいて世帯員全員が住民税非課税 ・療育手帳所持者がいて世帯員全員が住民税非課税 ・精神障害者保健福祉手帳所持者がいて世帯員全員が住民税非課税 ・社会福祉事業施設に入所 	世帯員のいずれかがNHKと受信契約

申請方法

保健福祉課障がい福祉担当にて、申請してください。

■申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
- ・印鑑

お問い合わせ先

保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

6 NTTの無料番号案内 ◆窓口：NTT営業窓口

心身に一定の障がいがある方は、NTTの電話番号案内を無料で利用できます。

利用できる方

身体障害者手帳（視覚障がい1～6級、肢体不自由1～2級、聴覚障がい2～4級・6級、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい3～4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳（視力障がいの特別項症～第6項症、上肢障がいの特別項症～第2項症、聴覚障がい第2項症・第4項症、言語機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい第1項症～第2項症・第4項症）をお持ちの方。

利用方法

事前に登録が必要です。詳細については直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

NTT営業窓口 ☎0120-104174 【フリーダイヤル】

7 携帯電話基本使用料等の割引 ◆窓口：各携帯電話会社支店等

心身に障がいがあり、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方が契約して利用する携帯電話の通話料金等が割引になります。

利用できる方

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方。

利用方法

手帳を用意し、各携帯電話会社支店、ショップ窓口等でお申込みください。

お問い合わせ先

各携帯電話会社支店、ショップ窓口等

税の控除・減額免除

1 各種税の控除

障害者手帳を受けられた方や障がい者を扶養している方は、税負担が軽減されます。

利用できる方、控除の内容

税の種類	対象者		控除額
所得税	普通障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 判定 精神障害者福祉手帳 2・3 級	27 万円
	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 判定 精神障害者福祉手帳 1 級	40 万円
	同居特別障害者 扶養控除	同居の配偶者または扶養親 族が特別障害の場合	75 万円
道町民税	普通障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 判定 精神障害者福祉手帳 2・3 級	26 万円
	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 判定 精神障害者福祉手帳 1 級	30 万円
	同居特別障害者 扶養控除	同居の配偶者または扶養親 族が特別障害の場合	53 万円
		分離課税とされる退職所得等を控除した前年中 の所得が 125 万円未満	非課税
相続税	障がい者が相続により財産を取得した場合 (85 歳未満)		一般障害者 (85 歳に達する までの年数) × 10 万円 特別障害者 (85 歳に達する までの年数) × 20 万円
贈与税	特別障害者を受託者とする信託契約に基づき金 銭などの財産が信託された場合		6 千万円を限度額として非課 税

お問い合わせ先

所得税、相続税、贈与税……帯広税務署 ☎0155-24-2161
道町民税……町民課 賦課担当 ☎2-4294

2 自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免

◆窓口：十勝総合振興局 納税課収納管理係

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方、もしくはその方と生計を同じくする方が所有または取得する自動車のうち、一定の要件に当てはまるものは、自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

利用できる方

身体・知的・精神障がいのある方、もしくはその方と生計を同じくする方。
障がい者のみで構成される世帯で、障がい者本人が自動車を所有し、その世帯を介護する方が障がい者のために運転する場合。

▶障がいの内容、等級によって異なります。

対象となる自動車

乗用車、バンなど（事業用は除く）で、障がい者1人につき1台まで。

▶普通自動車と軽自動車を所有している場合は、いずれか1台。

申請方法

十勝総合振興局納税課収納管理係に申請してください。

■申請に必要なもの

- ・各種障害者手帳
- ・自動車運転免許証
- ・自動車検査証
- ・証明書等（通学証明書、通勤証明書、通院証明書）

お問い合わせ先

十勝総合振興局 納税課 ☎0155-26-9038

3 軽自動車税の減免

身体・知的・精神障がいのある方、もしくはその方と生計を同じくする方が所有する軽自動車のうち、一定の要件に当てはまるものは、軽自動車税の減免を受けることができます。

利用できる方

身体・知的・精神障がいのある方、もしくはその方と生計を同じくする方。
障がい者のみで構成される世帯で、障がい者本人が自動車を所有し、その世帯を介護する方が障がい者のために運転する場合。

▶障がいの内容、等級によって異なります。

対象となる自動車

軽乗用車（乗用、貨物）、オートバイなどで、障がい者1人につき1台まで。

▶普通自動車と軽自動車を所有している場合は、いずれか1台。

申請方法

町民課賦課担当までに申請してください。

■申請に必要なもの

- ・各種障害者手帳、または判定書、診断書
- ・自動車運転免許証
- ・自動車検査証
- ・印鑑
- ・納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード（個人番号記載のもの）

お問い合わせ先

町民課 賦課担当 ☎2-4294

4 預貯金等の利子の非課税制度

障がいのある方などの預金や公債（国債、地方債）などの元本 350 万円までの利子に対する所得税と住民税が非課税となります。

利用できる方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- ・障がいを理由に年金を受けられている方。
- ・夫の死を理由に年金を受けられている方（妻）。
- ・母子家庭の母（児童扶養手当受給者）。

制度の内容

■制度の内容

◆非課税となる範囲

銀行等預金等 350 万円、公債 350 万円 計 700 万円まで。

- ▶日本郵政公社の民営化に伴い、郵便貯金の利子に対する非課税制度は平成 19 年 9 月 30 日をもって廃止されました。



お問い合わせ先

各金融機関窓口

各種団体の活動

1 NPO法人サポートセンター白樺

障がいのある方の地域生活をサポートするため、次の事業を行っています。

◆就労継続支援B型事業所「くるみ」

利用できる方

身体や精神の障がい、知的障がいのある方などで、就労継続支援B型事業の利用について町から支給決定を受けた方。

活動内容

自立した生活や社会生活を目指すことが出来るよう、次のような仕事の機会を提供します。

- ▶カフェくれよん、生涯学習センターの清掃、町指定ゴミ袋の配送管理、花壇の管理作業、手工芸品（皮細工、さをり織、アクセサリー等）作成・販売など。

費用

利用日数に応じ利用者負担額があります（詳細はお問い合わせください）。

▶生活保護世帯、住民税非課税世帯の場合は無料です。

◆地域活動支援センター

利用できる方

身体や精神の障がい、知的障がいのある方など。また、何らかの障がいがあり日常生活を送る上で支障が生じている方。

活動内容

気軽に話し合える仲間やスタッフ、地域の方々との交流を図り、創作的活動（手芸等）や簡単な作業を通して生産活動の機会を提供します。

費用

利用料 月額 2,000 円（昼食代含む） ※月数回のご利用の場合はご相談ください。

◆日中一時支援事業所「しらかば」

利用できる方

各障害者手帳をお持ちの方など。※利用者が 18 歳未満の場合は、手帳の有無は問いません。

活動内容

障がいのある方や障がいのあるお子さんの家族の就労支援、一時的な休息のために、障がいのある方等を一時的に預かり、見守り、活動の場を提供します。利用者の家族の意向を聞きながら相談支援をし、必要に応じて送迎、食事提供のサービスを行います。

費用

利用日数に応じ利用者負担額があります（詳細はお問い合わせください）。

▶生活保護世帯、住民税非課税世帯、利用者が 18 歳未満の場合は無料です。

▶食事代やおやつ代などは、実費負担となります。

共に活動（サポート）していただける地域の仲間も募集しています。

お問い合わせ先

NPO法人サポートセンター白樺 ☎2-5155

上土幌町東 3 線 247 番地 4（旧 十勝中部農業開発職員宿泊所）
保健福祉課 障がい福祉担当 ☎2-4296

子どもの福祉と医療

各種手当・助成制度

1 児童手当

中学 3 年生までの児童を養育している方に、手当が支給されます。

制度の内容

中学校卒業前まで次の金額が支給されます。

▶所得制限があります。

対象年齢	月額（所得制限以下）	月額（所得制限超過）
3 歳未満	15,000 円	5,000 円（一律）
3 歳以上小学校修了前	第 1 子、第 2 子 10,000 円	
	第 3 子 15,000 円	
中学生	10,000 円	

▶手当は 2 月・6 月・10 月に、4 か月分を支給します。

申請方法

保健福祉課児童福祉担当に申請してください。

▶公務員の方は勤務先から手当が支給されますので、勤務先で手続きしてください。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

2 子どもの医療費助成

子どもの医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担分の全額を助成します。

対象となる年齢

高校卒業まで。※18 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日まで

▶所得による制限はありません。

助成の内容

入院・外来、調剤（お薬）、治療用装具など、保険診療の自己負担分の全額を助成します。

▶ただし、入院時の食事代や保険適用外の費用は除きます。

利用方法

※平成 30 年 8 月 1 日からの利用方法です。

医療機関の窓口で保険証と受給者証を提示してください。

▶北海道外の医療機関で診療を受けた場合は、窓口で通常の健康保険の自己負担分を支払い、後日、申請により払い戻しいたします。

■申請に必要なもの

・保険証と受給者証 ・医療機関の領収書 ・印鑑 ・口座のわかるもの

お問い合わせ先

保健福祉課 国保医療担当 ☎2-4295

3 交通遺児等のための給付金 ◆窓口：交通遺児等育成基金

自動車事故で亡くなられた方のお子さんが、保険会社などから支払われる損害賠償金等の一部を拠出金として支払い基金に加入することで、お子さんが19歳に達する日まで給付金を受給できる制度があります。

利用できる方

自動車事故により亡くなられた方のお子さん（満16歳未満）で、年齢に応じた拠出金を支払うことで加入できます。

制度の内容

加入した月の翌月から満19歳に達した月まで、年齢に応じて月額32,000円～70,000円が育成給付金として支給されます。

その他、満6歳・12歳・15歳のお祝い金や、満19歳の終了時に給付金が支給されます。

加入申し込み
お問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階
(財)交通遺児等育成基金
☎03-5212-4511 フリーダイヤル：0120-16-3611

妊娠・出産の支援

1 各種事業

安全な妊娠・出産を確保するために、各種事業を行っています。

事業	対象	内容
母子健康手帳の交付	妊婦及びその家族	母子手帳利用方法、妊娠期のサービスや情報の提供
妊婦健康相談	妊婦及びその家族	保健師・管理栄養士による妊娠、出産に関する相談対応
妊婦一般健康診査費助成	妊婦	健康診査費用14回分を上限として助成
妊産婦健康診査等通院交通費助成	妊産婦	上土幌町から町外の医療機関へ妊産婦健診や出産のために通院した際の交通費16回分を上限として助成
超音波検査費助成	妊婦	超音波健康診査費14回分を上限として助成
妊婦歯科健康診査費助成	妊婦	歯科健康診査費1回分を助成
妊婦訪問	妊婦	保健師・管理栄養士による妊婦に対する訪問指導

▶各種事業の内容や日程などは町広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128

2 特定不妊治療費助成

不妊治療を行っている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に要する費用を助成します。

対象となる治療

体外受精及び顕微授精のみ

▶なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

利用できる方

特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けており、北海道の特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方。

助成の範囲

◆1子ごとに初めて助成を受ける方の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の方は通算6回まで。40歳以上43歳未満の方は通算3回まで。

助成金額

◆北海道の助成～1回の治療につき30万円まで

◆上士幌町の助成～道の助成を差し引いた額で、1回の治療につき10万円まで

▶北海道の助成を受けていることが前提条件です。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128
十勝総合振興局保健行政室健康推進課健康増進係 ☎

3 不育症治療費助成

不育症治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療や検査に要する費用を助成します。

対象となる治療

不育症を特定するための検査、検査結果にもとづく治療

利用できる方

2回以上の流産、死産、早期新生児死亡の既往がある方で、北海道の不育症治療費助成事業の決定を受けた方。また、上士幌に住所があり、法律上の婚姻をしているご夫婦で、同様の検査・治療に対し他市町村で助成を受けていない方。

助成金額

◆北海道の助成～1回の検査・治療につき10万円まで。

◆上士幌町の助成～道の助成を差し引いた額で、1回の治療につき10万円まで。

▶北海道の助成を受けていることが前提条件です。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128
十勝総合振興局保健行政室健康推進課健康増進係 ☎0155-27-8638

4 風しん予防接種費助成

先天性風しん症候群を予防するために、風しん予防接種に要する費用の全額を助成します。

対象となる方

妊娠を希望する女性と夫。風しん抗体の不十分な妊婦の夫。

▶風しん予防接種2回接種済の方、風しん罹患歴が明らかの方、現在妊娠中または妊娠の可能性のある方は除きます。

制度の内容

保健福祉課健康増進担当にお申し込みいただき、町内医療機関でご希望により、風しん予防接種または、麻しん風しん混合予防接種を受けることができます。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128

5 新生児聴覚検査費の助成

聴覚障害を早期に発見し、適切な治療を行うために、初回の検査費用を助成します。

対象となる方

検査を受ける日に上土幌町に住民票のあるお子さん

助成金額

自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は、耳音響放射検査(OAE)の初回検査費用の5,600円を上限に助成します。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128

6 未熟児養育医療費の給付

未熟児で生まれたお子さんの医療費の自己負担分を給付する制度です。

給付の対象

未熟児で生まれて、入院中の指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児。

利用方法



- ①保健福祉課健康増進担当（ふれあいプラザ）へ申請してください。
- ②受理後、養育医療券の交付を受けます。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128

7 紙オムツの処理手数料の免除（町指定ごみ袋の支給）

24 か月未満の乳幼児がいる世帯に対して、町指定ごみ袋を支給することによって排出する紙オムツの処理手数料を免除しています。

ごみ袋区分	金額	24 か月分	免除額
45 リットル袋	120 円	120 枚	14,400 円
30 リットル袋	90 円	180 枚	16,200 円
20 リットル袋	60 円	270 枚	16,200 円
10 リットル袋	30 円	540 枚	16,200 円

※燃やせるごみ袋、燃やせないごみ袋を支給します。

利用方法

- ↓
- ①町民課生活環境担当へ申請してください。
 - ②受理後、町指定ごみ袋の支給を受けます。

お問い合わせ先

町民課 生活環境担当 ☎2-4294

子どもの健康と発達

1 各種事業、予防接種

安心できる子育て環境・健康的な環境を確保するための事業

事業	内容
母子訪問指導	保健師、管理栄養士による子どもの成長発達確認や育児に関する訪問指導
もぐもぐ教室（離乳食実習）	離乳食の進め方について講話と試食を通して学ぶ教室
赤ちゃん健診	子どもの発達確認、疾病等の早期発見、育児不安軽減のための健診
1歳6か月児、3歳児健診	子どもの発達確認、疾病等の早期発見、育児不安軽減のための健診
母子健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による乳幼児の成長と発達状況に関する健康相談
10か月児相談	保健師・管理栄養士による10か月児の発達に応じた健康相談
2歳相談	保健師・管理栄養士による2歳児の発達に応じた健康相談
いい歯ピカピカ教室	幼児期のむし歯の早期発見など、健康な乳歯・永久歯に関する健康診査
歯っぴい教室	幼児期のむし歯の予防に関する指導教室
生教育基盤整備事業	生教育支援チームによる生に対する学習会や授業の開催

▶各種事業の内容や日程などは町広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

乳幼児・児童予防接種等

事業	内容
BCG 予防接種	結核予防のためのワクチン接種
B 型肝炎予防接種	B 型肝炎予防のためのワクチン接種
不活化ポリオ予防接種	小児まひ予防のためのワクチン接種
四種混合予防接種	ポリオ・ジフテリア・破傷風・百日咳予防のためのワクチン接種
三種混合予防接種	ジフテリア・破傷風・百日咳予防のためのワクチン接種
二種混合予防接種	ジフテリア・破傷風予防のためのワクチン接種
麻しん風しん混合予防接種	麻しん・風しん予防のためのワクチン接種
水痘予防接種	みずぼうそう予防のためのワクチン接種
小児肺炎球菌予防接種	小児肺炎球菌による化膿性髄膜炎、肺炎、敗血症などの疾病予防のためのワクチン接種
ヒブ予防接種	ヒブによる化膿性髄膜炎、敗血症、喉頭蓋炎などの疾病予防のためのワクチン接種
ロタ予防接種	ロタウイルス感染症予防のためのワクチン接種
子宮頸がん予防接種	ヒトパピローマウイルス（HPV）16 型、18 型による子宮頸がん予防のためのワクチン接種
日本脳炎予防接種	日本脳炎予防のためのワクチン接種
インフルエンザ予防接種	インフルエンザ予防のためのワクチン接種
エキノコックス症検診	エキノコックス症早期発見のための検診

▶各種事業の内容や日程などは町広報誌、ホームページにてご確認、またはお問い合わせください。

お子さんの健康に関する相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128

専門機関の巡回相談

帯広児童相談所や旭川肢体不自由児総合療育センターが実施する発達や育児に関する巡回相談を受けることができます。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296
子ども発達支援センター ☎2-4773

2 子ども発達支援センター

子どもの成長・発達などに不安がある家族やその子どもに対して、身近な地域で適切な相談支援や療育が受けられる施設です。

- ▶ 必要に応じて発達検査や関係機関との連携を行っています。
- ▶ 18歳まで切れ目のない支援を行っています。



**子どもの発達に困っていることがありましたら、
お気軽にご相談を！**

友達とうまく関われない…
 なんだか落ち着きがなくて心配…
 勉強がつまずいている…
 心や体の発達が気になる… など日常の発達に係る悩みを抱えた子どもとその保護者、教育関係者等が気軽に発達支援にかかわる相談等ができます。

主な事業内容

事業	内容
発達相談	さまざまな子どもの子育てでの困っていることが相談できます。子ども本人の相談も行っています。必要に応じて発達検査の実施（月に一度心理士が来ます）。
施設訪問	学校や認定こども園などを定期的に訪問しています。
地域開放事業	乳幼児から高校生まで各年齢に応じた活動を行い、非認知能力の育成と参加者の居場所を促す活動。
発達支援体制の整備	関係機関や児童・家族への支援、地域住民への啓もう活動。
障害児通所支援事業	就学前の児童⇒児童発達支援事業「にこにこ教室」 就学児童⇒放課後等デイサービス「ユースクラブ」
子ども相談支援事業	児童の障がいなどに関する相談支援・情報提供・サービス等利用計画作成

■ 自立支援協議会 子ども部会事務局

障がいのある子どもさんについて連絡をいただければケース会議を行っています。

お問い合わせ先

子ども発達支援センター ☎2-4773

3 児童の虐待防止

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告（相談）する義務があります。その際に、虐待かどうかを判断する必要はありません。

役場や児童相談所の専門の職員が調査・指導を行い、必要なときは子どもを保護します。

相談した方の秘密は堅く守られます。

次のようなことに気づいたら、すぐに役場や児童相談所、地区の民生委員児童委員へご相談ください。

● 虐待が疑われる様子

- ・ たたく音や叫び声が聞こえる

- ・子どもに不自然な傷が多い
- ・子どもの衣服や体がいつも極端に汚れている
- ・小さな子どもを置いて頻繁に外出をしている など

通告先
お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296
帯広児童相談所 ☎0155-22-5100
地区の民生委員児童委員 ※P3 参照

4 児童相談所

18 歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関です。

相談のための費用はかかりません。また、相談内容の秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

◇ 住 所 : 帯広市東1条南1丁目1番地2

◇ 受付時間 : 毎週 月～金曜日

8時45分～17時30分(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)

▶なお、虐待などの緊急の場合はいつでもご連絡ください。

お問い合わせ先

帯広児童相談所 ☎0155-22-5100

保育・教育

1 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所に地域における子育て支援を行う機能を備え、子どもたちが一貫したカリキュラムのもとで保育・教育を行う施設です。

◆認定こども園 ほろん ■住所：字上土幌東3線238番地 ☎2-3686

入園できる年齢

保育所 8か月～5歳

幼稚園 3歳～5歳



保育時間・休日

◆保育時間

保育所(保育標準時間型) : 7時30分～18時30分

保育所(短時間型) : 8時30分～16時30分

幼稚園 : 8時30分～13時(月～金)

▶保育所延長保育、幼稚園預かり保育は30分単位で利用できます。

▶利用日の7日前までにお申し込みください。緊急時にご相談ください。

◆休 日 日曜・祝祭日、年末年始など

◆保 育 料 平成28年度から10年間、月額保育料は無料としています。
延長保育・預かり保育：30分100円

入園申込

入園申込書を提出後、面接を行い、決定されます。

お問い合わせ先

認定こども園 ほろん ☎2-3686

2 一時保育

保護者の用事やリフレッシュ、病気など理由を問わず一時的に保育が必要なときに、お子さんをお預かりします。

対象児童

1歳0か月～就学前

保育場所・保育時間・休日

- ◇ 保 育 場 所：認定こども園 ほろん（字上士幌東3線 238 番地 ☎2-3686）
- ◇ 保 育 時 間：8時30分～17時、週3日・月12日まで
- ◇ 休 日：土曜、日曜、祝祭日、年末年始など
- ◇ 保 育 料：30分 100円

利用申込

事前に一時保育申請が必要です。

利用日の3日前までにお申し込みください。緊急の場合はご相談ください。

お問い合わせ先

子育て支援センター ☎2-4152

3 子育て支援センター

就学前の子どもと保護者や妊婦のふれあいや交流の場として、子育てのお手伝いをするところです。また、子育てに関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

事業内容

- ◆遊びの広場：就学前の子どもと保護者、妊婦にセンターを開放しています。
- ◆子育て相談：子育てに関するさまざまな相談をお受けしています。
- ◆その他、栄養相談や子育てサークル支援など。



お問い合わせ先

子育て支援センター ☎2-4152

4 学童保育

保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に、勉強や遊び及び生活の場を提供します。

◆上士幌町学童保育所 ■住所：字上士幌東3線237番地（生野センターわか） ☎2-2547

利用できる方

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童 [入所定員75名]

開設時間・内容

- ◇ 保育時間： 月～金曜日 12時30分～18時
土曜日、春夏冬休み 8時～18時
※保護者の就労時間等により、18時40分までの延長保育が利用できません。
- ◇ 保育体制： 所長1名、指導員4名、補助員7名。(令和3年4月現在)
- ◇ 保育内容： 児童の見守りと学習や遊びを通じた健全育成。
- ◇ 保育料： 月額4,000円
※生活保護世帯、就学援助認定世帯等に対する減免制度有り。
※同一世帯から2人以上の入所の場合、2人目は半額、3人目以降は免除。

お問い合わせ先

教育委員会 生涯学習課 学童保育所 ☎2-2547
教育委員会 生涯学習課 生涯学習社会教育担当 ☎2-3024

5 かみしほろ子育てサポート事業

子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人を、それぞれ依頼会員（応援してほしい人）、協力会員（応援したい人）、両方会員（両方できる人）として登録し、お互いに助け合いながら育児の相互援助を行うものです。

事業内容

- ◆子どもを預かる場所は、会員の自宅・子育て支援センター・ふれあいプラザ・生涯学習センターわかかなど、子どもの安全が確保できる場所です。
- ◆活動内容は以下の通りです。
 - ・保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
 - ・保育施設等までの送迎
 - ・学校の放課後の子どもの預かり
 - ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - ・買い物等の外出の際の子どもの預かり
- ◆援助を受けた場合、依頼会員から協力会員に対し、規定の報酬と実費を支払います。
- ◆食事、交通費は利用料金の中に含まれません。
- ◆支払った報酬額に対し、サポート事業助成金申請書を提出することで利用料金は後日全額助成されます。

報酬規程

■ 7時～21時⇒30分 500円

依頼会員	協力会員	両方会員
子育ての応援がほしい人	子育ての応援をしたい人	両方できる人
6か月～小学校6年生までの子どもがいる人	・子どもを預かれる人 ・乳幼児、児童の保育に熱意のある人	お願いすることもあれば、お手伝いすることもできる人

利用申込

事前に会員登録が必要です。

援助の依頼は、3日前までにお申し込みください。緊急の場合は、ご相談ください。

6 里親制度

保護者の病気、行方不明、離婚などの事情により保護者と生活できない子どもたちを、北海道知事が適当と認める者（里親）に委託し、家庭的な環境の中で養育していく制度です。

制度の内容

里親とは、児童を一時的または継続的に自己の家庭内に預かり養育をする方です。里親になるには児童相談所に申請し、適当と認められると認定・登録されます。登録された里親の中から児童相談所が委託先を決定し、里親手当などを支給します。

里親になるための要件

- ①子どもの養育について理解や愛情を持っていること。
- ②経済的に困窮していないこと。
- ③希望者、同居人が欠格事由に該当していないこと。
- ④北海道（帯広児童相談所）が行う所定の研修、実習を受講終了すること。

里親の種類

養育里親	保護者の病気、行方不明、離婚などの事情により保護者と暮らせない子どもを自分の家庭で養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待、傷害などの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
親族里親	実親の死亡や行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組を希望する里親

ひとり親の福祉と医療

1 児童扶養手当

ひとり親家庭（父または母が重度障がいの場合を含む）及び両親のいない家庭の児童を養育している方に、家庭の生活の安定と自立促進のために手当が支給されます。

支給対象となる方

以下の要件に該当する児童を養育している方が支給対象となります。

- ・ 父母が婚姻を解消（離婚）した児童。
- ・ 父または母が死亡または生死不明である児童。
- ・ 父または母が重度障がいの状態にある児童。
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童。
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童。
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童。

制度の内容

児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで下記手当が支給されます。
※所得額により全部支給、一部支給があり、所得制限限度額を超えた場合は全部支給停止となります。

対象児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人	43,160円	43,150円～10,180円
児童2人	10,190円～5,100円加算	受給資格者の所得によって異なります
児童3人以降	1人につき6,110円～3,060円加算	

▶4月・8月・12月に4か月分ずつ支給されます。[額は令和3年4月現在]

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

2 ひとり親家庭の医療費助成

ひとり親家庭の児童や母または父の医療費負担を軽減するため、医療費の自己負担の全額または一部を助成します。

利用できる方

- ◆配偶者のいない母または父と18歳に達した日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで（親等から扶養を受けている場合、最長20歳の誕生日まで）の児童。
 - ◆両親の死亡、行方不明等により他の家庭等で扶養されている18歳に達した日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで（親等から扶養を受けている場合、最長20歳の誕生日まで）の児童。
- ▶児童の母または父、養育者等の所得制限があります。

助成内容

入院・外来、調剤（お薬）、治療用装具など、保険診療の自己負担分の全額または一部を助成します。ただし、入院時の食事代や保険適用外の費用は除きます。
母または父については入院医療費のみ助成します。

医療費の自己負担

- ◆子ども
 - ①高校卒業まで（18歳に達した日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで）
 - ▶自己負担はありません。
 - ②高校卒業後（親等の扶養を受けている場合）
 - ▶住民税非課税世帯の場合、自己負担はありません。
 - ▶住民税課税世帯の場合、医療費の1割が自己負担となり、1か月の負担限度額が設けられています。
- ◆親（入院のみ）
 - ▶住民税非課税世帯の場合、自己負担はありません。
 - ▶住民税課税世帯の場合、医療費の1割が自己負担となり、1か月の負担限度額が設けられています。

利用方法

医療機関の窓口で保険証と受給者証を提示してください。

北海道外の医療機関で診療を受けた場合は、窓口で通常の健康保険の自己負担分を支払い、後日、申請により払い戻しいたします。

■申請に必要なもの

- ・保険証と受給者証
- ・医療機関の領収書
- ・印鑑
- ・口座のわかるもの

お問い合わせ先

保健福祉課 国保医療担当 ☎2-4295

3 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を助け扶養している児童の福祉を増進するため、無利子または低利子で各種資金を貸し付けします。

利用できる方

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等。

貸付資金の種類

- ・事業開始資金
- ・事業継続資金
- ・修学資金
- ・技能習得資金
- ・就職支度資金
- ・修業資金
- ・医療介護資金
- ・生活資金
- ・住宅資金
- ・転宅資金
- ・就学支度資金
- ・結婚資金

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

十勝総合振興局 社会福祉課子ども・運営指導係

☎0155-27-8704

4 母子寡婦会の活動

母子家庭や寡婦の方が組織し、福祉向上を図り健康で文化的な生活を目指し協力し合うことを目的として活動している団体です。

加入できる方

母子家庭になった時や配偶者をなくした時に、20歳未満の児童を扶養していた方。

活動の内容

- ・自動販売機設置飲料販売
 - ・十勝地区母子寡婦幹部・家庭研修会
 - ・親睦交流会や研修旅行
 - ・クリスマス及び義務教育修了生へのプレゼント など
- 会費：年間 1,000 円

お問い合わせ先

上士幌町社会福祉協議会 ☎2-4688

5 母子年金（町見舞金）

町独自の制度として、母子家庭の方に年金を支給します。

支給対象となる方

18歳未満の児童を養育し、経済的に困難を伴う女性の方で、民生委員児童委員や学識経験者による選考委員会で決定された方。

制度の内容、支給方法

支給年額 10,000円

選考委員会で決定された方には、役場よりご案内し、年金を支給します。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296



成人の健康のために

健康診査、予防接種

事業		内容
人間ドック		病気の早期発見、予防のための総合健康診査
巡回ドック	特定健康診査	生活習慣病を早期発見するための健康診査
	大腸がん検診	大腸がんを早期発見するための検診
	肺がん検診	肺がんを早期発見するための検診
	胃がん検診	胃がんを早期発見するための検診
	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症を早期発見するための検診
	肝炎検診	C型またはB型肝炎を早期発見するための検査
	前立腺がん検診	前立腺がんを早期発見するための検査
女性がん検診	子宮がん検診	子宮頸部がんを早期発見するための検診
	乳がん検診	乳がんを早期発見するための検診
エキノコックス症検診		エキノコックス症の早期発見のための検診
脳ドック検診		脳卒中の予防・早期発見のための検診
がんドック検診		全身のがんを早期発見するための検査
胃内視鏡（胃カメラ）単独検診		50歳以上の方が対象で、胃がんを早期発見するための検査
高齢者インフルエンザ予防接種		インフルエンザの発病・重症化・蔓延予防のための予防接種
高齢者肺炎球菌予防接種		高齢者の肺炎予防のためのワクチン接種

▶各種事業の内容や日程などは、町広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

40歳～74歳の方は、加入している医療保険者が行う健診・保健指導を受けます。

- ・国民健康保険に加入している方は町が行う健診を受けます。
- ・お勤めの方は事業所が行う健診を受けます。
- ・お勤めの方のご家族（被扶養者）は、勤めている方が加入している医療保険者が行う健診を受けます。



40歳の方は、40歳健康づくりスタート事業が利用できます。

- ・年度末年齢で40歳になる年度限定で、脳ドック、大腸がん・肺がん・胃がん検診・肝炎検査が無料で受診できます。

年度末年齢で20～40歳の女性の方は子宮頸部がん検診が、30～70歳の女性の方は乳がん検診が無料で受診できます。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128

健康教育、健康相談

事業	内容
家庭訪問	保健師・栄養士による生活習慣病の予防や、各種健康診査の結果に基づいた指導等のための訪問
健康相談	保健師・栄養士による正しい生活習慣への改善に向けた助言・指導
心の相談日	不眠、ゆううつな気持ち、不登校やひきこもりなど、心の健康についての相談
健康教育	保健師・栄養士による健康に関する健康教育

▶ 各種事業の内容や日程などは町広報誌にてご確認、またはお問い合わせください。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128



国民健康保険

国民健康保険

会社の医療保険（健康保険・共済組合・船員保険など）や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入します。

こんなとき		必要なもの
加入する とき	転入してきたとき	転出証明書
	会社等の健康保険をやめたとき	健康保険が喪失した証明書
	子どもが生まれたとき ※出産育児一時金支給申請の場合あり	印鑑・母親の保険証・母子健康手帳 世帯主の預金口座のわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	
喪失する とき	転出するとき	保険証
	会社の健康保険に加入したとき	国保及び加入した健康保険証
	75歳になったとき	保険証
	死亡したとき ※葬祭費支給申請あり	印鑑・死亡した人の保険証・葬祭をした人の預金口座がわかるもの
	生活保護を受けることになったとき	保険証
その他	退職者医療制度の対象になったとき	保険証・年金証書
	住所・氏名・世帯主などが変わったとき	保険証
	修学のため、他の市町村に転出するとき	保険証・在学証明書等
	保険証を紛失・破損したとき	破損した保険証

▶ 国民健康保険の届出は、必ず 14 日以内に手続きしましょう。

国民健康保険税

国民健康保険に加入したら保険税を納めます。

▶ 保険税率は、その年に予測される医療費などをもとに決められます。

▶ 保険税額は所得の状況などによって異なります。

■ 保険税の滞納がある場合

災害等の「特別な理由」がないにもかかわらず滞納がある場合は、保険証の有効期間が短くなったり、資格証明書が交付され、医療機関の窓口で全額を支払って、後日、精算することになります。

無理なく納められるようご相談をお受けしますので、滞納のままにせず必ず担当までご相談ください。

医療費の自己負担

医療機関にかかるときは、保険証を医療機関の窓口に提示してください。
また、70歳から74歳の方は、あわせて高齢受給者証も提示してください。

年 齢	負担割合
70～74 歳（一般）	2割※
70～74 歳（現役並み所得者）	3割
小学生以上 70 歳未満	3割
義務教育就学（小学校入学）前	2割

- ▶平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は1割負担となります。
- ▶入院をした場合は別途食事代などがかかります。

高額療養費

1か月の医療費の自己負担が高額になった場合は、自己負担の限度額を超えた額が申請により払い戻しされます。

- ▶自己負担の限度額は所得によって決定されます。
- ▶70歳未満の方が高額な医療を受ける場合、「限度額認定証」の交付申請をしてください。

高額介護合算療養費

1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「健康保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、払い戻しがあります。

- ▶限度額は年齢と所得に応じて決定します。

療養費

次のような医療を受け、費用を全額支払った場合、申請により保険適用分が払い戻しされます。

こんなとき	申請に必要なもの
緊急その他やむをえない事情で保険証を持たずに治療を受けた場合	印鑑・保険証・医療機関の領収書・世帯主の口座がわかるもの
コルセットなどの治療用補装具を購入した場合	印鑑・保険証・医師の証明書・医療機関の領収書・世帯主の口座がわかるもの
輸血のための生血代を負担した場合（親族間は除く）	印鑑・保険証・血液提供者の領収書・医師の理由書か診断書・医療機関の領収書・世帯主の口座がわかるもの
海外渡航中に病気やけがにより医療機関で治療を受けた場合	印鑑・保険証・診療内容明細書及び領収書（日本語の翻訳文も必要となります）・世帯主の口座がわかるもの

出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したとき、世帯主に出産育児一時金（42万円）が支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給されます。

出産育児一時金は、医療機関で手続きをすることにより医療機関へ直接支払われる制度が利用できます。

医療機関への直接支払を利用しない場合または出産費用が出産育児一時金の支給額に満たなかった場合は、次のものを持って申請をしてください。



- ・保険証
- ・出生の証明書等（母子手帳）
- ・印鑑
- ・口座の分かるもの
- ・領収書

▶ 1年以上会社に勤務した健康保険の加入者が、会社を退職後6か月以内に出産した場合、以前に加入していた健康保険から出産育児一時金の支給が受けられます。健康保険によっては独自の付加給付を行って国民健康保険より支給額が多い場合がありますので、加入していた健康保険にご確認ください。なお、健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

葬祭費

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に葬祭費（3万円）が支給されます。

特定疾病

血友病・人工透析を必要とする慢性腎不全等の方には、申請により「国民健康保険特定疾病療養受療証」が交付されます。

月の自己負担額は10,000円となります。

※ 人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、70歳未満の上位所得者の自己負担限度額は、月20,000円となります。

交通事故にあった場合、仕事中にけがをした場合

交通事故により第三者にケガなどをさせられた場合などに国保を使って治療を受けるときは届出が必要です。かかった医療費は、後日、加害者に請求することになります。また、仕事中にけがなどをした場合は国保ではなく労災保険が使われますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

- 国保の資格や医療費に関すること
保健福祉課 国保医療担当 ☎2-4295
- 保険税の金額や納入に関すること
町民課 賦課担当・納税担当 ☎2-4294

社会援護

戦傷病者、戦没者遺族のために

1 平和追悼献花式

毎年恒久平和を願い戦没者に追悼の意を表し、遺族の幸福を祈念するため、毎年7月に平和追悼献花式を行っています。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

2 戦傷病者戦没者遺族等の援護

旧軍人・軍属及び準軍属等の公務上の疾病もしくは死亡に対し、国家補償の精神に基づいて、軍人・軍属であった方またはその遺族の援護を行っています。

戦傷病者の方に対しては、障害年金及び妻に対する特別給付金の支給、療養の給付、戦傷病者手帳、補装具、旅客鉄道株式会社乗車券の交付などを行っています。

戦没者の遺族の方に対しては、遺族年金・遺族給与金・弔慰金・特別弔慰金・妻及び父母に対する特別給付金などが支給されます。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

3 軍人恩給

旧軍人が一定年限以上在職した場合、普通恩給や一時恩給などが、また普通恩給受給者が死亡された場合は、普通扶助料などが受給できます。

旧軍人が公務傷病により心身に障がい有することとなった方には、傷病恩給が受給でき、公務傷病などにより死亡されたときは、遺族に対し公務扶助料、特別扶助料などが支給されます。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

4 遺族会の活動

遺族の共通的な目的達成のためと会員相互の親睦を計り、併せて肉親を国家に捧げた者同士の慰藉激励をなすことを目的としています。

加入できる方・会費

上士幌町に居住する戦没者の遺族の方。

会費：公務扶助料、遺族年金受給者 1戸 6,000円、その他 1人 3,000円

活動内容

- ・護国神社参拝及び研修旅行
- ・平和追悼献花式参列、親睦会
- ・北海道戦没者追悼式参列
- ・十勝連合遺族会総会及び女性部研修会 など

お問い合わせ先

上士幌町社会福祉協議会 ☎2-4688

福祉団体の活動

1 日本赤十字社

日本赤十字社は国籍・人種・宗教・政治に関係なく、人道的任務を達成することを目的として、災害救援活動や医療事業、献血事業などの活動をしています。

事業内容

- ・災害救護 ・家庭看護法、救急法、水上安全法の普及 ・愛の献血運動
- ・看護師養成 ・病院経営、巡回診療 ・引揚者救護 ・災害見舞金
- ・その他社会福祉事業 など

活動資金

日本赤十字社の活動と運営は、みなさまからお寄せいただく活動資金（社資及び寄付金）によって賄われています。毎年5月～6月を「赤十字運動月間」として、行政区を通じて活動資金の募集を行っています。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

2 保護司

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行に走った方々の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

音更地区保護司会上土幌分区では、5名（令和3年4月現在）の保護司が過ちに陥った方々の更正と、明るい社会づくりのために活動しています。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

その他の福祉制度

住宅に関する制度

1 町の住宅関連政策 [福祉関連] ※平成30年4月現在

住宅の新築

中学生以下の子どもが **いる** 世帯 → (1)子育て支援・少子化対策住宅建設助成金等交付事業

中学生以下の子どもが **いない** 世帯 → (2)定住住宅建設等促進奨励事業

中古住宅の購入

中学生以下の子どもが **いる** 世帯 → (1)子育て支援・少子化対策住宅建設助成金等交付事業

自宅のリフォーム

50万円以上の改修工事 → (2)定住住宅建設等促進奨励事業

介護認定等による改修工事 → (2)定住住宅建設等促進奨励事業

自宅・借家のリフォーム

高齢者・障がい者の住宅改修相談 → 住宅改修支援チームによる相談

公営住宅等

公営住宅	394戸	低所得者対象（身体障がい者向け2戸含む）
特定公共賃貸住宅	24戸	中所得者対象
単身者住宅	50戸	50歳以下で就労している単身者
老人アパート	9戸	60歳以上の住宅困窮高齢者
子育て世帯支援住宅	4戸	中学生以下の子どもがいる世帯

その他、住宅関連政策

※福祉関連以外

自宅の耐震改修の検討 → 民間木造住宅耐震診断事業費補助金

浄化槽の設置助成

住宅太陽光発電システム設置費用の一部助成

宅地分譲

→ みなみ野団地分譲販売中

定住促進賃貸住宅建設助成事業

(1) 子育て支援・少子化対策住宅建設助成金等交付事業

対象となる方

中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を町内に新築・中古購入して居住した世帯

助成金等の額

▶助成金の1割は、バローンスタンプ協同組合商品券での交付となります。

新築（新築・建売）……子ども一人あたり100万円

▶町内建設業者（施工販売）利用は、助成金の総額に50万円を加算

土地付き中古住宅購入……子ども一人あたり50万円、ただし、購入額の1/3以内

助成要件

- ・住宅部分の面積 80 ㎡以上（新築、中古購入）で店舗併用住宅も可
- ・新築購入の建売については、建設後 3 年以内のもの
- ・中古住宅は 2 親等以内の親族からの売買でないこと、昭和 57 年以降の建設であること
- ・移転補償費の交付を受けていないこと
- ・3 年以上住宅を保有すること
- ・助成期間 令和 2 年 4 月 1 日から 3 年間

申請方法

建設課建築担当へ、申請してください。

▶申し込みは、入居後において、登記完了後 1 年以内まで

■申請に必要なもの

- ・住民票
- ・契約書
- ・登記事項証明書
- ・確認申請書

お問い合わせ先

建設課 建築担当 ☎2-4297

(2) 定住住宅建設等促進奨励事業

町内業者が施行する住宅の新築または、リフォームする方に対して、建築・施工費の一部を商品券で助成します。

対象となる方

- ①町内に自己の居住の用に住宅を新築する方。
- ②町内に自ら所有または 1 親等以内の方が所有し、居住している家屋をリフォームする方。
- ③介護保険法もしくは、障害者総合支援法に規定する住宅改修（以下、法改修）を行う方。

対象住宅

①新築の場合

- ・町内に住所を有する建築業者が施工する住宅であること。
- ・建築費用が 500 万円以上の住宅であること。

②リフォームの場合

- ・町内に住所を有する施工業者により、リフォームを行う住宅であること。
- ・住宅の修繕・補修工事（一部増築含む）、建物の内外装の改修工事、設備機器の補修及び取替え工事を対象経費として費用が 50 万円以上（消費税含む）のリフォームを行う住宅であること。（ただし、他の制度により補助などの対象となっている経費を除く）
- ・年度内（4 月～翌年 3 月）に工事が完了する住宅であること。

③法改修の場合

- ・町内に住所を有する施工業者により、住宅改修を行う住宅であること。
- ・手すりの設置、段差解消など、法と同様の要件で改修を行う住宅であること。

奨励内容

ハルーンスタンプ協同組合が発行する商品券で下記に相当する額面を交付します。

※千円未満の端数は切り捨て。

- ①新築の場合…延床面積が 49.5 ㎡以上の住宅…50 万円分/49.5 ㎡未満の住宅…20 万円分
- ②リフォームの場合…対象経費の 10%以内に相当する額面（上限 20 万円分）
- ③法改修…法で規定する支給限度基準額（20 万円）を超える経費分（上限 10 万円分）

申請方法

- ①建設課建築担当へ、利用申込書により申請してください。

▶ 工事着工前の 2 週間前に提出してください。

■申請に必要なもの

- ・ 利用申込書
- ・ 工事見積書の写し
- ・ 町税納入状況調査承諾書

② 奨励金の交付申請書を提出します。(利用決定を受けた方のみ)

■新築の場合…対象住宅に転居後または登記後 1 か月以内に、交付申請書に次の書類

■申請に必要なもの

- ・ 上土幌町内に居住していることが確認できる住民票
- ・ 平面図及び求積図・検査済証の写し(建築確認が不要な場合は必要なし)
- ・ 工事契約書の写し
- ・ 領収書の写し
- ・ 登記簿謄本

■リフォームの場合…工事完了後 1 か月以内または 3 月 31 日までのいずれか早い日までに交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

■申請に必要なもの

- ・ リフォームした住宅に転入・転居する場合、確認できる住民票
- ・ リフォーム工事実施前の住宅写真
- ・ リフォーム工事実施後の住宅写真
- ・ 工事費用が分かる見積書
- ・ 領収書の写し

■法改修の場合…工事完了後 1 か月以内に交付申請書に次の書類を添付して提出して

■申請に必要なもの

- ・ 法改修実施前の住宅写真
- ・ 法改修実施後の住宅写真
- ・ 工事費用が分かる見積書
- ・ 領収書の写し
- ・ 住宅改修費支給申請書及び住宅改修費支給決定通知書の写し

お問い合わせ先

建設課 建築担当 ☎2-4297

2 住宅改修支援チームによる相談

高齢者や障がいのある方が住宅の改修を行う場合に、関係者による住宅改修支援チームが改修に関する相談や助言を行い、個々の状況に合った住宅の整備を支援します。また、悪質なリフォーム業者からの被害を未然に防ぐことも目的としています。

▶ 改修の費用を助成するものではありません。

利用できる方

介護保険や障がい福祉制度で住宅改修を行う方。
高齢者や障がいのある方で住宅改修を行う方。

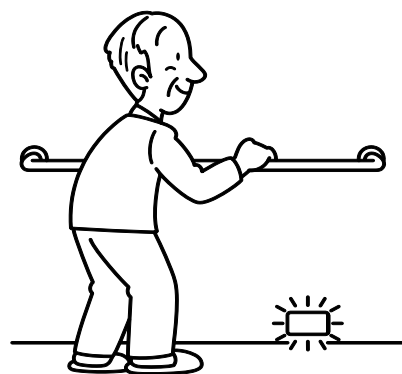
支援の内容

民間建築士

…改修の相談、改修方法・工事期間・概算工事費のアドバイス

民間ボランティア

…簡易な修繕等(材料費等の実費負担が発生する場合があります。)



役場保健師、福祉・介護職員

…家庭状況や身体状況、経済状況の把握、アセスメントの実施、
関係機関との調整、介護保険などの福祉制度の利用

相談料

無料 ※実際の改修費用は自己負担となります。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

3 老人アパートへの入居

住宅に困窮している高齢者に安住の場を提供し、高齢者福祉の増進を図るため高齢者用のアパート（公営住宅）を貸し付けします。


住居できる方

上土幌町内に住所を有する 60 歳以上の高齢者の方。

住宅の内容・住宅料

世帯向け住宅（3DK）4 戸、単身向け住宅（1DK）5 戸
月額 4,500 円、敷金なし

手続方法

- 
- ①町広報誌やホームページでご案内し、申込受付を行います。
 - ②公募期間中に申し込みした方については、**社会福祉協力委員会**（構成委員：民生委員
児童委員）の意見を聴き、町長が入居者を決定します。

お問い合わせ先

建設課 公営住宅担当 ☎2-4297

4 子育て世帯支援住宅への入居

子育て世代の家族を支援するため、16 歳未満の子どもがいる世帯を対象に、良質な住環境を提供しています。

入居できる方

住宅に困窮していて、同居される方に 16 歳未満の子がいる方、年または毎月の収入が定まっているなど、町が定める基準に該当する方。

住宅の内容・住宅料

3LDK 4 戸
月額 35,000 円、最長 12 年の入居

手続方法

町広報誌やホームページでご案内し、申込受付を行います。

お問い合わせ先

建設課 公営住宅担当 ☎2-4297

5 生活困窮者住宅確保給付金 ◆窓口：十勝総合振興局 社会福祉課地域福祉係

離職により住宅を失った方などで、就労能力及び就労意欲のある方を対象として、賃貸住宅等の家賃を住宅支援給付金として支給し、再就職に向けた支援を行います。



対象となる方

現在住宅を喪失している、または喪失する恐れがあり、以下の要件及び収入等の一定要件を満たしている方。

- ①離職後2年以内であること
- ②離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと
- ③就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うこと、または現に行っていること

主な支給要件

区分	要件
収入要件	申請を行った月における申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（※1）に申請者が居住する賃貸住宅の家賃額（※2）を合算した額以下であること。 <small>※1 基準額：（申請者の世帯員数別の町民税均等割非課税額＋給与所得控除額）÷12 【1,000円未満切り上げ】</small> <small>※2 家賃額：生活保護法による住宅扶助の基準額を上限とします。</small>
資産要件	申請者及び申請者と同一世帯に属する者の所有する預貯金等の合計額が、「基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）」以下であること。
求職活動等要件	①自立相談支援機関の利用を申し込み、策定されるプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動を行う。 ②就職に向けて次の求職活動を行うこと。 ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。 ・月2回以上、公共職業安定所での職業面談等を受ける。 ・原則週1回以上、求人先へ応募又は面接を受ける。
支給期間	原則3か月。一定の条件により最大9か月まで延長が可能です。
支給額	家賃相当額 （なお、収入額によって減額される場合があります。また、生活保護法による住宅扶助の基準額を上限とします。）

お問い合わせ先

十勝総合振興局 社会福祉課 地域福祉係 ☎0155-27-8516

災害時の支援

1 災害時要配慮者及び避難行動要支援者登録制度 ～災害発生時の支援～

災害などが発生した場合に、自力での非難や移動が困難な方に安否確認や救出、断水時の給水などを行います。

また、災害時だけでなく、日常において見守りを必要としている方々を地域で共に助け合う仕組みづくりを目指しています。

登録できる方

町内に居住し、在宅で生活している方で、災害発生時に自力で避難することが困難な方や家族の支援などが受けられない方、また、日常において見守りを必要としている方で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢夫婦世帯の方
- (2) 寝たきり高齢者、認知症高齢者の方
- (3) 在宅にて介護サービスを利用している介護認定を受けている方
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (5) 療育手帳の交付を受けている方
- (6) 難病疾患の方（人工呼吸器・在宅酸素を使用している方 など）
- (7) その他、援護を必要とされる方（日中独居の方や乳幼児のいる世帯 など）

手続きの方法

支援を希望する方は事前に登録台帳への登録が必要です。登録された方には災害時の安否確認、避難誘導、救出活動、断水時の給水などを行います。

また、必要に応じて、民生委員等による見守りや声かけなどの日常支援を行います。

利用方法

- ①保健福祉課福祉担当へ、**災害時等要配慮者及び避難行動要支援者登録台帳の登録申請**をしてください。

▶地区の民生委員児童委員（P3参照）でも、登録手続きを行えます。

■登録内容

- ・名簿登録者（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号）
- ・登録区分（高齢者、障がいの状況 等）
- ・緊急連絡先（氏名、続柄、電話番号）
- ・必要とする支援 他

▶支援に必要なため、個人の情報を町の関係機関や地域の支援者*に対して提供する場合があります、ご本人の同意が必要となります。

■地域の支援者

- ・行政区、民生委員児童委員及び地域支援者（自主防災組織）など

- ②申請後、**災害時等要配慮者及び避難行動要支援者登録台帳**に登録され、緊急時に支援いたします。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296
地区の民生委員児童委員 ※P3参照

2 災害見舞金

制度・事業の概要

被災した町民またはその遺族に対して、以下の災害区分に応じ災害見舞金を支給します。

種 類	災害の区分	金額
人的災害	死亡した者 1 人につき	50,000 円
住家災害	全壊または全焼した住家 1 戸につき	100,000 円
	半壊または半焼した住家 1 戸につき	50,000 円

※人的災害…暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象または火災により、死亡した場合をいいます。

※住家災害…暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象または火災により、町内で現に居住している住家が全壊もしくは全焼または半壊もしくは半焼した場合をいいます。

お問い合わせ先

総務課 防災担当 ☎2-2111

3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金

制度・事業の概要

災害救助法が適用された自然災害により死亡した方の遺族や、自然災害により精神・身体に著しい障がいを受けた方に対し、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給します。また、被災世帯の生活を立て直すための資金の貸し付けを行います。

種 類	対象者	内 容
災害弔慰金	受給遺族は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（兄弟姉妹は一定の条件があります）	生計維持者が死亡した場合は 500 万円、その他の者が死亡した場合は 250 万円を支給。
災害障害見舞金	災害により重度の障がいを受けた方（程度によって異なります）	生計維持者の方は 250 万円、その他の方は 125 万円を支給。
災害援護資金	災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方	350 万円以内で資金を貸付します。貸付金額は被害の種類や程度によって異なり、償還期間は 10 年です。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

その他

1 外国人高齢者・障がい者への福祉給付金の支給

国民年金の制度的な理由により、公的年金を受給できない在日外国人高齢者・障がい者の方に給付金を支給します。

利用できる方

外国人登録または住民登録をしている在日外国人の方で、公的年金の受給要件を制度上満たすことのできない方や、重度心身障がい者の方。

支給額

高齢者…月額 10,000 円 障がい者…月額 25,000 円。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

2 高齢者等福祉バス（無料）の利用

高齢者や障がい者の移動手段として、町内市街地の循環と農村部から市街地への送迎を行うバスを利用できます。

運行内容

区分	バスの種類	運行曜日	備考
市街地バス	市街地循環バス	火・水・金	12/31-1/3 は運休します。 運行経路や時間、停留所についてはお問い合わせください。
農村部-市街地送迎バス	居辺線	月・水	
	萩ヶ岡線	火・木	
	上音更線	金	

利用できる方

65 歳以上の高齢者、障がいのある方など。（バス利用者を介護する方を含む）

▶ 運転手に介護保険被保険者証または障害者手帳等を提示していただく場合があります。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

3 福祉バス（借上バス）の利用

高齢者団体や障がい者団体、その他福祉団体が研修事業などへの参加する場合の送迎として、福祉バスが利用できます。

利用できる方

老人クラブ、母子寡婦会、戦没者遺族会、社会福祉奉仕団体、その他の社会福祉団体など。

利用条件、利用料

利用は 1 泊 2 日まで。

利用料無料。ただし、高速道路料金や駐車料金は利用する団体の負担となります。

お問い合わせ先

保健福祉課 福祉担当 ☎2-4296

町内福祉施設・医療機関のご案内

健康増進センター「ふれあいプラザ」

保健センターとしての機能と公衆浴場としての機能を併せ持ち、住民の健康管理の面で地域に貢献する施設になっています。



健康増進部門

利用時間 9時～17時まで
休館日 毎週土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日～1月5日）

温泉浴場部門

利用時間 月～金曜日 14時～22時
土・日曜日・祝祭日 13時～22時
休館日 毎月第1・第3月曜日、年末年始（12月31日～1月3日）

研修室の貸出

営利を目的としない健康や福祉に関する会議・事業を行う際に、研修室を貸し出しします。

お問い合わせ先

保健福祉課 健康増進担当（ふれあいプラザ内） ☎2-4128

町内の医療機関・薬局・介護保険施設など

- 社会医療法人北斗 上士幌クリニック……………☎2-2010
▶内科、小児科、呼吸器内科、循環器内科、脳外科外来
- 社会医療法人北斗 介護老人保健施設かみしほろ……………☎7-7117
▶介護老人保健施設、デイケア、短期入所生活介護
- 社会医療法人北斗 上士幌在宅ケアセンター……………☎7-7116
▶居宅介護支援
- はげあん診療所……………☎2-5678
▶内科、リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
- 上士幌歯科クリニック……………☎2-2243
▶歯科、矯正歯科、小児歯科、居宅療養管理指導
- 塚本歯科医院……………☎2-2532
▶歯科
- ホシ山崎薬局……………☎2-2508
▶調剤薬局
- 酒井天光堂薬局……………☎2-2507
▶調剤薬局
- 福本太陽堂薬品……………☎2-2062
▶薬店
- 地域包括支援センター……………☎2-5555
▶高齢者の生活や介護、権利擁護等の相談
- ケアプランセンター上士幌……………☎7-7002
▶居宅介護支援
- 特別養護老人ホーム上士幌すずらん荘……………☎2-4632
▶介護老人福祉施設、短期入所生活介護
- 地域密着型特別養護老人ホームこまくさ苑……………☎7-7020
▶地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

- 居宅介護支援事業所ひまわり…………… ☎2-5111
 - ▶ 居宅介護支援
- デイサービスセンター…………… ☎2-5111
 - ▶ デイサービス
- 認知症高齢者グループホームむかし館…………… ☎2-2533
 - ▶ 認知症対応型共同生活介護
- 認知症高齢者グループホームむかし館くつろぎ…………… ☎2-4275
 - ▶ 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護まつば…………… ☎7-7022
 - ▶ 小規模多機能型居宅介護

